

## 平成27年第1回白石町議会定例会会議録

会議月日 平成27年3月17日（第12日目）  
場 所 白石町役場議場  
開 会 午前9時30分

### 1. 出席議員は次のとおりである。

1番	川崎一平	10番	秀島和善
2番	前田弘次郎	11番	井崎好信
3番	溝口誠	12番	大串弘昭
4番	大串武次	13番	内野さよ子
5番	吉岡英允	14番	西山清則
6番	片渕彰	15番	岩永英毅
7番	草場祥則	16番	溝上良夫
8番	片渕栄二郎	17番	久原房義
9番	久原久男	18番	白武悟

### 2. 欠席議員は次のとおりである。

なし

### 3. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

町長	田島健一	副町長	杉原忍
教育長	江口武好	総務課長	百武和義
企画財政課長	片渕克也	税務課長	吉原拓海
住民課長	渕上隆文	保健福祉課長	堤正久
長寿社会課長	片渕敏久	水道課長	荒木安雄
下水道課長	赤坂和俊	産業課長	赤坂隆義
農村整備課長	嶋江政喜	建設課長	岩永康博
会計管理者	岩永信秀	学校教育課長	本山隆也
生涯学習課長	小川豊年	農業委員会事務局長	一ノ瀬美佐子
(文教厚生部門)			
主任指導主事	白濱正博	保険専門監	門田和昭
健康づくり専門監	田中幸子		

### 4. 議会事務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長	鶴崎俊昭
議事係長	久原雅紀
議事係書記	片渕英昭



行います。なお、「平成27年度一般会計補正予算」は質疑のみにとどめ、最終日に討論、採決を行います。

## 日程第2

### ○白武 悟議長

日程第2、議案第4号「白石町高額療養費資金貸付基金条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

質疑ありませんか。

### ○久原房義議員

議案第4号についてお尋ねしますが、今回基金の額を1,300万円から300万円に改めるということで1,000万円の減額をしたいということでございますけども、まずこの理由からお尋ねしたいと思います。

### ○淵上隆文住民課長

今回の白石町高額医療費貸付基金の条例の一部改正する条例ということで、先ほど議員おっしゃいましたように、1,300万円の基金を300万円に減額するというものでございます。この理由につきましては、現在の状況でございますけれども、27年2月1日現在の貸付状況というのが7万5,000円でございます。一番マックスのときの貸付基金が136万2,000円、これは平成22年度でございました。現在、限度額認定証の交付によりまして、いわゆる貸付状況というのが実績の中で減っているというのが大きな理由でございまして、この1,000万円につきましては国保の健全運営を図るために累積赤字の解消のほうに支援をさせていただきたいというふうに考えている次第でございます。

以上でございます。

### ○久原房義議員

貸付実績が過去の実績で余らないということのようでございますけれども、こういった基金の制度を高額の医療費を支払われる方が手持ち資金があればいいわけですが、これを利用される方はそういう経済的に非常に困っておられる方が希望して貸し付けを受けられるわけですが、その辺町民の皆さんに本当に浸透しておるのかなど、周知がですね。知らないままにほかのところから資金を借り入れたりして医療費を支払われるというようなケースはあっていないのかどうかですね。十分町民の皆さんがこういう一時的に非常に多額の医療費の支払いで困られる中でこういう制度そのものがあることに本当に十分に知っておられるのかどうかということところがちょっと私気にかかるものですから、確かに知らないままにこういう資金を借り入れをされないというようなことがあってはいないかなというような感じを持つわけですね。その辺の見解はどうでしょう。町民の皆さんは本当にこういう制度があるということを十分御承知なのかどうか、その辺はいかがでしょうか。

### ○ 瀧上隆文 住民課長

ただいま周知について把握されているかどうかという御質問だったと思います。

納税相談の折に、一つ医療費の高額貸付等の御相談があっているような状況の中では、制度の概要等についてはお示しをさせていただいているところですが、やはり広報等についてはまだいささか不十分な点もあるかと存じますので、今後広報等については十分周知がいくよう努めていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

### ○ 久原房義 議員

十分御承知でない向きもあるかもわからないので、いわゆる広報に周知に努めていきたいということでございますけども、周知に努めていくことによって、逆にそういう貸し付けの希望者がふえた場合、300万円の基金で十分なのかということにもなってくるわけですね。ああこういう制度があったのかということで町民の皆さんがお知らせになったときにですね。それは、周知はもちろんしなきゃいかんわけですけども、いい制度ですから周知はしなきゃいかんわけですけども、この制度を利用しようとしたときに本当に300万円の基金で十分運営ができるのかなということに今度はなってくるわけですね。もし足らなかったときは、また増額するというようなことになってくるわけですけども、その辺いかがですか。

### ○ 瀧上隆文 住民課長

先ほど申した中で、いわゆる限度額認定証の制度というのが非常に現在多くあっておりまして、自己負担額の限度額以上についてはこの限度額認定証を交付することによって、そこで打ち止めと申しますか、その限度額以内でいいというような制度でございますので、限度額認定証の制度を有効に活用して、今後は対応させていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

### ○ 白武 悟 議長

ほかに質疑ありませんか。

### ○ 内野 さよ子 議員

貸し付けですので、これは借りたもので返さないといけません、その辺の返済について少し教えてくださればと思います。

### ○ 瀧上隆文 住民課長

貸付額に関しましては、医療費、かかった医療費の請求を資料のほうを役場のほうに持ってきていただくわけですけども、それから自己負担の限度額を差し引いた残りがいわゆる高額療養費の支給予定額となりますけれども、その90%をお貸しするというようなことでございます。利息については無利子でございます。そして、残りの個人負担につきましては、本人さんのほうから役場のほうに振り込みがあったときに、

この貸付金と合わせまして、請求医療機関のほうにお支払いをするという制度でございまして、高額療養費が支給されたときに、この貸付金のほうに充てるということで、100%これについては戻ってくるということで、もしそこに残っている分がありましたら、それはもう本人さんにお返しするわけですけれども、ただ滞納等があった場合は申請の時点で誓約をとりますので、保険税のほうに充当するというような仕組みでございます。

以上でございます。

#### ○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これで質疑を終わります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これより議案第4号「白石町高額療養費資金貸付基金条例の一部を改正する条例について」採決をいたします。本案に賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立全員です。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

### 日程第3

#### ○白武 悟議長

日程第3、議案第5号「白石町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の制定について」を議題とします。

質疑ありませんか。

#### ○西山清則議員

この7条にありますけれども、料金等はもう既に決めてあるのか、伺いたいと思います。

#### ○堤 正久保健福祉課長

7条の休日保育料及び延長保育料の金額については、休日保育については半日1,000円、1日の利用で2,000円、それから延長保育料でございますが、これについては統一をお願いをいたしまして、1日に延長保育を利用される方について、保育標準時間の方ですね。11時間保育を利用される方の延長保育料が50円、それと短時間保育事業の利用の方、8時間利用の方ですけども、この方については100円ということで現在決定をされているものでございます。

以上でございます。

#### ○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これで質疑を終わります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これより議案第5号「白石町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の制定について」採決をいたします。本案に賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立全員です。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

#### 日程第4

##### ○白武 悟議長

日程第4、議案第6号「白石町保育園設置条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

質疑ありませんか。

##### ○内野さよ子議員

保育園設置条例の一部ですけれども、議案第5号もでしたけれども、議案第6号もですけれども、全てもう金額については決められているものなのか、その辺のところをお願いします。また、別に定めるですので、その辺のところがちよっとわからなかったんで、この条例についてはどうかなと思いましたが、全てどうなっているのか、その辺をお願いします。

##### ○堤 正久保健福祉課長

事前に園長会等を開催しまして、料金等については、延長保育料金については統一を図ったところでございます。先ほど申し上げましたように、50円と100円ということで利用料金を設定をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

##### ○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これで質疑を終わります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これより議案第6号「白石町保育園設置条例の一部を改正する条例について」採決をいたします。本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

## 日程第5

### ○白武 悟議長

日程第5、議案第7号「白石町環境基本条例の制定について」を議題とします。  
質疑ありませんか。

### ○内野さよ子議員

済みません。この基本条例については、何か今までもあるべきだったのかなという、そういう感じがして、今さらみたいなことを思いましたけども、基本的には県とか、そういうふうなところではこういう基本条例的なものはなかったのか、これに該当するようなものがこれまでになかったのかどうか、お願いします。

### ○門田藤信生活環境課長

今回、提案いたしております白石町環境基本条例の制定された理由といたしますか、  
についてちょっと若干御説明をさせていただきたいと思えます。

議員さっきおっしゃいましたように、国とか県においては、国においては環境基本法ということで今制定されております。県におきましては、県の環境基本条例ということで制定されております。こういった国とか県でのこういった上位法でといたしますか、法だけでは町独自の環境問題に特化したことでの対応ができないため、今回条例等の制定が必要になったという部分でもあります。

あと、この条例として、いわゆるこの条例のほかに今既存の条例として犬取締条例とか、あるいは廃棄物の減量化の推進及び適正な処理に関する条例、こういったものが個別の問題に特化した条例ということであっておりますけども、こういった条例だけでは環境問題としての対応ができないため、やはり基本的な考え方を示した環境基本条例を定めることで柔軟な対応が可能となるというふうに考えております。

環境問題につきましては、個人だけでは解決ができないということとか、特定の人だけに負担がかかるような対策では、根本的な解決につながらないというふうなことから、この条例の中ではやはり行政の役割、あるいは町民の役割、事業者の役割、こういったことをできることをできる範囲内で実行に移していくことができるように条例で規定しているところでございます。

以上でございます。

### ○内野さよ子議員

いろんなものには健康に関してとか、健康基本条例、健康基本法とかありますが、特に今回、環境基本条例に関しては町の特化したという言葉をおっしゃいましたけれども、町でみんなできあこれからやっというふうなことをしたいということだと思います。そのような点でこれからどうされようとしているのか、これを使って町民のPRとかもこれから必要になってくるとは思いますけど、これを守ってどんどん環境のことに意識を高めよ

うというようなことだと思います。基本的に何となくこれがあるからではなくて、実際にどういうふうな行動をされようとしているのか、町として特化した形のそういうふうなものはどういうものがあるのかとか、そういうふうなことが考えられますけど、その点について。

#### ○門田藤信生活環境課長

町、いわゆる町としての行動とか、あるいは住民の方の行動、あるいは事業者の行動ということでの質問かと思いますが、これからのそういった、この条例に対しての役割等だと思いますけども、この条例につきましては第3条のほうに基本理念ということで示しております。基本理念ということで、第3条のほうに町民が健康で文化的な生活を営む上で必要となる良好な環境を確保し、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行わなければならないということで、この基本理念を尊重して理念を尊重して、第4条の町の役割、第5条の町民の役割、第6条の事業者の役割ということで、それぞれの役割を規定しております。この基本理念を達成するためには、第7条で基本の施策の策定に係る基本方針ということで1項から5項までそれぞれ一応上げております。これは、基本理念に向かって掲げる基本的な方針ということで上げておりますけども、これを達成するためには第8条で基本計画ということで一応上げております。この基本計画につきましては、いわゆる基本的な施策ということで条例の基本理念に基づいた、まず基本的な施策として基本理念に基づいた長期的な目標達成のための基本的目標を定めることといたしております。基本的な施策については、生態系の保全とか、生活環境の保全とか、あるいは循環型社会の形成とか、いろんなことが出てくるかと思いますが、そういったものは基本的な施策に当たってくるんじゃないかなというふうに思っております。その基本的な施策を達成するために環境の目標ということで1つ例等で挙げますと、河川の水質検査の適合率を上げていくためにはやはりどうすればいいかとか、そういったことが上がってくるんじゃないかというふうに思っております。こういった数値ではかられるものについては、数値の目標として決めて、いわゆる今後の目標、数値目標に向けて進めていきたいと思っております。

あともう一点、重点の施策ということで、この基本計画を策定していく上でアンケート調査を実施したいというふうに考えております。アンケート調査につきましては、住民の方を約1,000名程度、それと事業所のほうを100社程度一応考えております。そういったところからの意見を吸い上げながら、審議会等で検討していただいて、やはりこういった重点施策等についても十分に検討しながら、こういったものを掲げていくのか、そういったものを十分に検討しながら進めていきたいというふうに一応考えているところでございます。

一応、概略等については以上でございます。

#### ○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。



### ○岩永英毅議員

今、具体的なことは考えているかという質問に対してアンケートというような答えですけれども、もう少し積極的に具体的にあるのかなというふうに思っておりましたけれども、例えば12条の2ですね。これなんかも水辺公園には今話題になっているトンボの生息が非常にあそこは種類が多いというふうに聞いております。そういうものをやはり産業課と一緒に水辺公園の整備とか、あるいはあそこをもうビオトープというような考え方で進めていくのか、そういうのを具体的にもう案として持っておられるのかなというふうに私たちは考えているんですけれども、そういうことで前者の質問のほうがあったと思います。

それから、13条では、野菜残渣の処分、処理、これを考えておられましたですよ。具体的に進められていたと思いますが、この進展ぐあいあたりはどうなったのか。循環型の考え方なのか、あるいはもう焼却処分してしまうというような考え方なのか、そこら辺のもう具体的に進んでいると思います。そういうのをやはり整備するためにも、この条例が必要ですよと。それで、長期的に計画をしながら循環型あたりは取り組んでいかにやいかんというようなことをするためにこの条例を設けるんじゃないですか、目的としては。今、具体的にやっていることをもっと進めていくためにはこういう条例が必要なんですよということじゃないんですか。そこら辺考え方として、企画財政課、あるいは産業課、こういうあたりを煮詰めて、これを出しているんじゃないですか。そこら辺、町長、考え方としてどういうふうに思っているんでしょうか。

### ○田島健一町長

今回、お願いをいたしております環境基本条例でございますけれども、第1条のほうに目的をしっかりと書かせていただいておりますけれども、最後のほうに書いてありますように、現在及び将来の町民の健康で文化的な生活の確保ということでございます。そういうことから、先ほどの課長が答弁申し上げておりますように、これまで環境基本条例なるものがなかったものですから、やはりこれをつくらにやいかん。それは、まずもって基本計画、環境基本計画というのを第8条でつくるというふうにいたしております。その計画をつくるに当たっては、19条によります環境審議会、ここにお諮りをして、皆さんで議論をしてつくっていかうというふうに思うわけでございますけれども、その前段で先ほど言われるように、アンケートもとりたいたいということでございます。そういうことでございまして、これからこの環境審議会の中で議論をしていただこうと、町民のいろんな方にお声を聞きながらしていくということでございまして、今町が具体的に何かを持っているとか何とかじゃなくて、まずもって皆さんテーブルに着いていただいて議論をしていかうというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

### ○大串弘昭議員

今、町の役割とか、あるいは事業者の役割というのがございますけれども、そこには努めるとか協力するというぐらいで、踏み込んだ積極的な表現がないわけですね。

ども、そういう中で特に悪質者といいますか、そういった方には罰則規定とか、そういうものは考えていないわけですかね。

#### ○門田藤信生活環境課長

今の御質問は、町の役割、あるいは町民の役割、事業者の役割ということで、そういった罰則規定といいますか、そういったものは考えていないかというふうな御質問だったと思いますけれども、いわゆる第3条の基本理念のところの第2項のほうにもちょっと書かせていただいておりますけれども、町、町民、事業者のそれぞれの役割に応じた責務のもとに自主的かつ積極的に行わなければならないということで、役割を認識した上で実践をしていくということで、そういった罰則規定とか、そういったことまでは今のところは考えていないという状況でございます。

#### ○大串弘昭議員

このことはなかなか環境美化とか不法投棄はもう常々言われていることでございますけれども、なかなか現場が進んでいない状況ですね。今、タマネギの残渣問題もございましたけども、やはりもう少し積極的にやらなければ、せっかくつくられた条例ですから、規則とか、あるいはそういった管理でもう少し詰めてもらったらどうかなという思いもしますけれども。これはもう当然やらなければならないですね。人間のやらなければならないモラルの問題でもあると思いますが、そのほかにもっと中身を詰めて、もっと美化に環境に積極的に取り組むというふうな姿勢がちょっと必要じゃないかなという思いがしております。

#### ○門田藤信生活環境課長

今後、その町の役割、あるいは町民、事業者の役割ということで、そこは規定をいたしておりますけども、こういった中で環境審議会の中でこういった意見が出てくるのか、そういったことを十分に尊重しながら、役割等についてもはっきりした明記をさせていきたいというふうに一応考えているところでございます。

#### ○内野さよ子議員

普通、条例をつくったりするときには、例えば白石町は健康の町を一生懸命やって健康のことをやっているんですね。以前、私も2年ぐらい前、健康推進の町条例をつくったらどうかということをやったことがあります。意識がずっと高揚して、そして条例ができたりすることがありますが、もちろん環境のことも一生懸命やっているけど、何となくそこまで浮かび上がっていないというふうな気がします、しなければいけないことだけれども。私がとても意識しているのに男女共同参画プランとかありますが、男女共同参画推進条例もつくったほうがいいなと思いますけど、高揚がまだできていないというふうな雰囲気もありますけど、これについてはもっと何かPRをしたりとか、条例ができたよということをやったり意識を持ってしないと、条例がただあるだけに終わってしまうような気がします。せっかくの条例ですので、職員の皆さんも私たちも意識を持って美化活動を今回一緒に年に1回、何かごみ拾いでもやりま

しょうよ、環境条例ができましたよというふうなことを意識を持ってしないと条例が無駄になってしまうような気がします。しないといけないけれども、そういうふうなところをもっとPRをしたりとか、条例について意識を持ってやっていただきたいなというふうなことを思ったので、今回質問をしています。済みません。

### ○門田藤信生活環境課長

今の御質問につきましては、PRとか、そういった啓発活動のことかと思えますけれども、この計画書の期間につきましても、約10年ということで長いスパンで今から計画をしてまいります。当然、その中で、いわゆる社会情勢の変化とか、環境の変化、そういったものが出てきた場合は、条例の計画書の見直しとか、そういったことも出てくるかと思えます。今回は、初めてのこういった計画書の策定ということもあって、なかなか身近にある、そういった環境問題、そういったものを中心にまずはしていこうかなというふうに一応考えているところでございます。計画書が策定ができた段階では、広報等も十分行っていきたくて思っておりますけれども、ホームページ、あるいは町報等ではもちろんではございますけれども、そのほかにその計画の概要版ということで、A3ですか、A3の両面刷りぐらいで概要版ということで重要なポイント、そういったところを中心に町民の方にもお知らせをしていきたくてというふうに一応考えているところでございます。

### ○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

### ○川崎一平議員

第2条の(3)のところ、ここに大気汚染の部分と水質汚濁の部分とか土壌汚染の部分とか、いろいろ項目に分けて書いてありますけれども、大気汚染の部分で白石町に今つくられている麦と稲の灰わらですね。この焼却問題というのが余り出てこないんですけども、時期が来ると、ものすごい大量の焼却がなされております。タマネギとか野菜残渣に関して言うと、目に見える部分なんで常に見えるところにあると、においですが、見た目ですが、そういった部分で気になりますけど、この灰わらなんかは燃やしてしまっ煙が去ってしまうと、こういった汚染の意識というのが薄いわけです。先ほどの野菜残渣に関して言うと、受け皿があればどうにかできるという部分もあります。要するに処理施設であるとか、そういった部分があるとどうにかできるという部分があるんですけども、この灰わらに関しては受け皿のとりようがないと。圃場から持ち出すか、あるいはすき込むか、いずれにしても農業者、または事業者が直接的に手を下して時間とコストをかけてやる部分になってくると思います。この灰わらに関して、わらの焼却問題に関しても、この部分抵触してくるとは私個人的には思うんですけども、こういったところを今後罰則化されたりとかするとき野菜残渣よりもさらに深刻な問題になってくるのではないかなというふうに思いますけれども、その辺も加味されて、課長、どうでしょうか。

### ○門田藤信生活環境課長

今の御質問は、いわゆる麦とか稲とか、あと灰わら、こういったいわゆる大気汚染と申しますか、そういったものについて今後の罰則規定、そういったことはどう考えているのかというふうな御質問だと思いますけれども、今は法的に言えば廃棄法というか、廃棄物処理法だったと思いますけれども、その中でいわゆる罰則規定と申しますか、というのはあります。これは、いわゆる不法投棄とか、あるいはそういったものについての罰則規定ということで、いわゆる大気汚染と申しますか、そういった麦わらの煙害とか、そういったものについては現在のところ、そういった罰則規定等についてはちょっと確認はしておりませんが、ないかなというふうには一応感じているところがございますけれども、こういったものについても、いわゆる町としては罰則をするのが町としてやるべきことなのかなということにはちょっと思っておりますけれども、まずはそういった形で苦情とか、そういったうちがパトロール等を巡回している折にそういったところが確認できた場合は、直接本人さんと会って指導とか注意、そういったところがまずは入っていききたいというふうに一応考えているところがございます。

### ○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これで質疑を終わります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これより議案第7号「白石町環境基本条例の制定について」採決をいたします。本案に賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立全員です。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

### 日程第6

### ○白武 悟議長

日程第6、議案第11号「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」を議題とします。

質疑ありませんか。

### ○秀島和善議員

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案について、三、四点、町長や教育長にお尋ねを申し上げます。

まず、第1点です。

現在は、教育委員長と教育長とそれぞれ任命し、年間通して活動を行ってきま

すけれども、今回教育委員長がなくなり、教育長1本になってきます。そこで質問ですけれども、これまでの教育長の仕事、位置づけと、教育委員長の仕事、位置づけはどのようなものであったのか、どのように区別をされていたのか、まず第1点、お尋ねをしたいと思います。

第2点目です。

私の一般質問の中で教育長からも出されましたけれども、大津市のいじめ事件でいじめの隠蔽を行ったのは教育委員会の事務局でした。あの問題で町長及び教育長は、この大津事件のいじめ自殺事件でどのような教訓を持たれたのでしょうか、認識を伺いたいと思います。

3点目です。

1956年に教育委員会の公選制を廃止されました。このときの情勢はどういうものであったのか。それまでは公選制として教育委員会が選ばれていましたけれども、1956年を境に公選制が廃止され、現在まで至っています。この公選制の廃止に伴う考え方をお伺いしたいと思います。

最後に、毎年のように全国学力テストが行われています。その中で、新聞や報道などで、平均点を上げるために管理職がカンニングをさせるなどの弊害が生まれていることが報道されています。この全国学力テストのあり方について、今回の条例の改正とどのような関連を持っているのか、認識を伺いたいと思います。

## ○江口武好教育長

地教行政の改正に伴ってのいろいろ御質問だったかと思います。

まず、教育委員長と教育長の職務の違いということでしょうか。教育長、ちょっと私の今の立場なんですけど、教育長というのは、まず議会で教育委員としてここで可否を問われるわけです。承認あるいは承認じゃないかもわかりません。そして、その場合は特別職でございます。そして、教育委員として承認されれば、急遽教育委員会が開かれます。この5名の合議によって、そこで教育長が決まるという、そこで一般職というふうな形になるわけなんですけど、立場は事務局、いわゆる町の教育行政を引っ張っていく事務局の一番の管理、監督といいましょうか、責任者ということになります。ただ、教育委員会というのは、これはもうレイマンコントロールでいろんな町の教職経験とかなんとか、そういうことじゃなくて、いろんな立場の人で構成をなされております。そこには、町教育委員長というのが定められるわけなんです。これはもう、1年間特別職でございます。1年間の任期で、そして教育委員会を代表するのは教育委員長であると。そして、この5名の教育委員会の合議のもとに決まった、定められたことを実際に事務執行、行政執行をしていく責任者が教育長であると、そういう違いでございます。ですから、いろんな大きな会とか何かで挨拶とか等々あるのは、もう全て委員長が挨拶をしていくということになるわけです。そういう、これが関係でございます。

2つ目、いじめだったですかね。大津のあの事件では、大津のあの結果によって非常に風通しが悪いんじゃないかということで、そしてそのことが引き金になって、今回の地教行法の改正、教育委員会制度の云々につながっているのかなとも思っております。

ます。あの事案は、結局先ほど教育委員会事務局が隠蔽云々ということでおっしゃいましたけど、最終的に誰が責任をとるのか、そのあたりが非常に薄かったのかなという気はいたしております。私たちは、教育行政を進めるときには結局町民の方が一番の主人公でございますから、そこの負託を受けて実際は執行していくんだと、そういうことで教育行政を進めていくわけですけど、その中で限りなく子供にとってどうなのか、保護者にとってどうなのか、そこのあらましといたしまししょうか、そこはやっぱりしっかり開くところは開いて、進めるべきところは進めて、そういう形でやるべきなのかなと思っております。そのあたりがよそのことはちょっととやかく言えませんが、いま一つ風通しが悪かったのかなという、そういった気はいたしております。

ですから、教訓ということでおっしゃいましたけど、私はやっぱり教育の子供たち、あるいは学校、あるいは社会教育も同じなんですけど、そのことの一歩のあれはどこで論議をまずしていくかというのは、これはもう5名の合議制の教育委員会の中でいろいろ情報共有をしていくということじゃないかなと思っております。当然これは町長部局との連携もとらざるを得ないというふうに考えております。とっていくということでございます。

3つ目は、この公選制というのはいろいろ変わっておりますけど、これはそのときそのときの時代の流れでそのように変わったと、そういった認識を持っておるところです。

それから、学力テストのあれがどうなのかということですけど、この学力テストについては、公開、例えば学校ごとに公開するとか何か、全国的にも幾つかございます。県である程度引っ張ってあるところもあるようです。白石町の場合の構えとしましては、これは全国とか、それから佐賀県、これは一つの目安として捉えるわけです。だから、それに対して白石町の子供たちが全体としてどうなのかということは、これはもう当然目安としては捉える必要が、比較する必要があるのかなと思っております。ですから、今、白石町で学んでいる子供たちが、例えば北海道に行っても、千代田区の学校に学んでも、沖縄に行こうが、しっかりと通用するためにはどうなのか、そういう意味での比較は当然必要なかなと思っております。ですから、これが今度の教育委員会云々であっても、構えはそれはもう変わらないということです。最終的に、学力テストというのは一人一人の子供たちがどうなのか問題です。だから、それを授業として支えていくためには、学級全体の傾向がどうなのか。じゃあ、学校がするときはどうなるか。国語、算数のどこがよくて、どこが落ち込んでいるのか、そういうのが一番の原点にあるんじゃないかなと思っております。ちょっとよろしいですかね、そこで。

以上でございます。

## ○田島健一町長

秀島議員からの御質問にお答えしたいと思っておりますけども、大津事件のことについては先ほど教育長のほうからもお答えがあったように、いろいろあったでしょうけども、やっぱり風通しが悪かったんじゃないかというふうに思います。そういうことから、意思疎通がなかったから、そういったものを改革していくというのが今回の改革では

ないのかなというふうに思います。

もう一つ、公選制の廃止に伴う考え方ということでございましたけども、1956年のことということでございまして、戦後10年ぐらいたったときのこととございまして、やはりこれについても先ほど教育長がお答えしたように、戦後10年のことでもあり、その時代時代の流れというのがあったのではなかろうかというふうに私も思っておりますのでございます。

以上でございます。

#### ○白武 悟議長

ほかに質疑。

#### ○内野さよ子議員

2ページの附則2ですけれども、この条例の施行に関し際という文章があります。2番目ですね。改正されて、白石町議会議員の委員会条例というのがありまして、19条の規定は適用せず、改正前の白石町議会委員会条例19条の規定は、なおその効力を有する、これについては経過措置のようなこともありますけど、今後どのようなになっているのか。この議会委員会条例との関連について、そのこのところを少し説明をお願いします。

#### ○本山隆也学校教育課長

御質問の議案第11号、本文2ページ、附則の第2条第2項の議会委員会条例における効果の問題でございます。

総論的で申しわけございませんが、改正によります適用する新法と、改正によりましても適用しない旧法、そのこの適用ということで、現在の新法は現在の教育長の任期が満了する28年2月までは適用せず、旧法によりこの条例も経過措置として適用されるということで認識しております。

以上であります。

#### ○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

#### ○久原房義議員

議案第11号でちょっとお尋ねでございしますが、いろいろ国のこの教育行政についての法律改正がございましたけども、いわゆる教育委員会に対しての町長のかかわりといいますか、を強めるというふうなこともございましたし、それと教育長の任命は、従来は教育委員の5名の教育委員での互選で県の教育委員会に上げて任命というふうなことではなかったかなというふうに思っておりますけども、今後は改正後はどういったその辺のことがどういったことになっていくのか。

それと、当然いろいろ条例を見ておりますと、給与であるとか、旅費であるとかについて改正がなされるわけですけども、副町長の次に教育長という文言がいろいろ

出てまいりますけども、そういった中で特に事務所等、今は町長は2階、教育委員会は3階ということで若干離れておりますけども、そういった意味で非常にかかわりを強めていくというような中で、その机の配置ですね。配置等について町長のすぐ近くに配置するようなことが必要にはなっていないかなというふうな感じもいたしますけれども、その辺の関係をお尋ねしたいと思いますが、いかがでしょう。

### ○江口武好教育長

教育委員会、教育にかかわる市長、首長のかかわりということで、まず1点目、御質問があったかと思えます。

この教育制度、教育委員会制度の改革、地教行法の改正に伴う委員会制度の改革といいますのは、もうまさに地域住民の民意がしっかり教育に反映をされていたのかというのが一つの大きな要素でもございます。そういう意味で、民意、直接選ばれた市長が教育については、一切のあれはできないというもおかしいだろうということで、これが総合教育会議というのが今度の一つのキーワードになっております。ただ、この総合教育会議というのは、市長、首長の招集により、司会により、議長によりなされます。これは4名の教育委員と新教育長、そしてここで言えば町長ということになるわけです。ただ、あくまでも教育委員会というのは執行機関ということは残っていくわけです。そして、総合教育会議の中でいろいろ話し合いがなされますけど、大綱とか、大きな白石町の教育の方向というのはどうなのかということでもいろんな話し合いがなされますけど、その話し合いも協議、調整がなされるということになります、協議、調整。そして、実際にそれを執行していくのは誰かということ、これはもう教育委員会になるわけです。そこで、中立性といったらあれですけど、担保されているのかなと、そのように考えております。

それからもう一つ、ちょっと今回変わりました、きょうも提案をさせていただいているわけですけど、これまでは過去、市町の教育委員会、市町村の教育委員会の教育長というのは決定して県教委へ承認をいただくということ、そういった形になっておりました。それから、都道府県の教育委員会教育長というのも文科省の、そのころ文部で文部省ですか、の承認が必要だったわけ、今はそれはございません。あくまでもここです。そして、その辺の今度どう変わるかということですけど、これはもうさっき提案しているのと絡んできますけど、今までの教育長というのは教育委員として、ここで承認がなされている。その時点では特別職でございます。ところが、さっきも申しましたけど、ここでは教育長としては承認されていないわけです。教育委員として特別職として承認される。そして、それがすぐ行って5名で合議でなされるわけで、そこで教育長というのがあなたよということで決定がなされるわけです。その段階では一般職であります。だから、教育長というのは一般職の、勤務でも何でも一般職に準ずる例によるというふうな書き方が今なっておりますけど、だから役場職員というふうな形になるわけです。ところが、この次の4月1日からの法改正によりますと、ここに町長提案がなされるのは、教育委員じゃないわけです。教育長をここでどうでしょうかということ、提案されて、そして議会にかけられるということになるわけです。だから、そこがもう決定的に違うわけです。教育長としてどうですかとなれば、



これは当然、もうその者は特別職になるわけです。一般職とかなんとかはございません、特別職ということになります。ただ、勤務の業務の内容等によりまして、実際の勤務時間とか休暇、その辺は一般職に準ずるよというのが今回出しているところでございます。

以上でございます。

**○白武 悟議長**

机の配置は。

**○本山隆也学校教育課長**

議員おっしゃる、その連携ということでございます。

現在、2階のほうに首長の部署、それから3階のほうに教育部門ということになっております。階は離れておりますけれども、教育総合会議等によりまして教育長申されるとおり、協議、調整ということをしっかりしながら、部署はちょっと今後検討をなされるものと思っております。

以上であります。

**○白武 悟議長**

ほかに質疑。

**○久原房義議員**

要するに、そのそれぞれの市町村の首長が今まで以上にかかわりを強く持つていくと。そしてまた、先ほどの教育長のほうから答弁がありましたように、教育長として今からは特別職として議会付議もなされていくわけですが、そのことから今まで以上ということとは当然調整なり、総合教育会議ですか、予算書にも出ておりましたけども、年1回ぐらいの調整会議の考え方が出ておりましたけども、今まで以上ということで、いわゆるもう副町長、そしてまた教育行政については教育長を両サイドに据えながら、やっぱり一般行政と教育行政をつかさどっていくということになっていくと思うんですけども、そういった意味合いでどちらが、できるだけ近い距離にあったほうが一番好ましいというふうに思うわけですので、答弁要りませんけども、そういった配慮を念頭に今後配置等については考えていただければというふうに思っております。

以上です。

**○白武 悟議長**

ほかに質疑ありませんか。

**○溝上良夫議員**

先ほど前の議員の附則の部分ですね。任期のことがありました。平成28年2月までの任期ということですが、この任期についてちょっと疑問に思ったもので質問す

るんですが、2月というと教育長の仕事で一番忙しい人事異動ですね。その時期の前に任期があるというのはどうかなというふうに日ごろ思っていたんですが、他町の場合、どうなんですか。前々ですか、教育長るとき、そういうことを加味して、2月、3月はずらして任期が決まっていたみたいんですが、そこら辺の関係、2月で交代で差し支えないのかですね。ないかもしれません。ただ、私が心配しているのは人事異動の決定の前にやめるのはどうかなというふうに心配したもんですから質問しているんですが、そこら辺どうなのでしょう、町長の意見と教育長。

### ○江口武好教育長

この教育長といいましょうか、教育委員としての任期というのはそれぞれ市町でそれぞれでございます。これが、市あるいは町でいつごろ合併がなされたのか、そしてそのことで結構どこがどうというのはちょっとあれですけど、あります。だから、同じ2月ぐらいの市町もでございます。そして、ただちょうど人事異動のときですけど、その辺はどういったあれをするのか。いや、任期は任期だとなれば、しっかり引き継ぎですか、その辺もやっぱり必要になるだろうと思えますし、そこはちょっとケース・バイ・ケースといいましょうか、任期は任期であると、そういうことでしかちょっと今の段階は言えないかなと思っております。

以上です。支障がないようにしていかないといけないのかなと、業務に。そういうことでございます。

### ○田島健一町長

教育長さんの任期のことのお話でございました。

先ほどやはり溝上議員言われるように、2月というのは年度末等で人事等々があって大変忙しい時期になろうかというふうに思います。しかし、先ほど教育長の答弁は支障がないようにしたいというようなことでございましたけども、この時期については任期を残した中での交代されているところも聞き及んでおりますので、そこら辺についてはまたまた検討をしてみたいなというふうにも思っているところでございます。

以上でございます。

### ○溝上良夫議員

あのときはずれてたと思います、記憶では。何か交代劇でそういう形になったと思いますけども、できれば2月は避けたほうがいいんじゃないかなというふうに私は思いますので、ぜひ検討をお願いいたします。

### ○白武 悟議長

ほかに質疑。

### ○片淵 彰議員

町長が教育長を選任できるということで、どこでこれを評価するもんじゃありません

んけど、ある市長のところでは教育長をよそから引っ張ってきて、自分の方針のとおり、こういう改革をやりたいということがまかり通ったところもございます。ですから、その辺で決して白石町の町長はそういう人じゃないと思いますが、権限があるということであれば、どこまでの権限が教育の中に反映されるべきなのか、そういう歯どめというんですか、そういう任命だけのもんか、そのほかのやつもですよ。町長のほうからのこういうのをやってくれと、答申をお願いしたりとか、いろいろそういうやつもあるかどうかですね。権限的にどういう権限になるか、その辺をちょっとお聞きしたいと思いますが。

### ○江口武好教育長

今も教育委員としては、首長により人をとということで議会にかけられていると、それはもう変わりません。ただ、今回の4月1日から教育委員会制度改革、変わりますので、その段階では教育長として直接、だから今は特別職の教育委員として、それはもう一切変わらないのかなと思っております。それから、町外からとか何かというの、これは実際に県内にはございます。それは、そののやっぱり市町の首長さんたちの思い、考え、願いもあるのかなと思っております。そして、そこが結果的にどうなのかというのは、もうまさに民意を受けられた議会でのということになるのかなと思っております。

以上でございます。

### ○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これで質疑を終わります。

討論ありませんか。

### ○秀島和善議員

私は議案第11号に反対する立場で討論をさせていただきます。

本条例案は、教育委員会を首長の支配下のもとに置こうとするものです。教育委員長と教育長を一本化し、首長が直接教育長を任命するとしています。教育委員会から、教育長の任命権も、教育長を指導、指揮監督する権限も奪うものです。では、その教育長を誰が監督するのですか。首長が招集権限を持ち、首長と教育委員会で組織される総合教育会議を設置し、首長が教育の振興に関する大綱を策定するとしています。大綱は、国の教育振興基本計画の基本的な方針を参酌して定めるとしていますが、国の方針どおりに策定せよということではありませんか。愛国心教育を推進するなど、教育の内容に踏み込んで首長が策定することも可能なではありませんか。教育委員会は協議するだけで、大綱に従わなければならないではありませんか。教育委員会は、形だけになり、首長が直接教育に介入することを容認し、教育の政治的中立性を脅かすことになるのではありませんか。憲法を保障する教育の自由と自主性を侵害するものであり、断じて容認できません。

地方では、首長による教育への政治介入が問題になっています。大阪市では橋下徹市長が全職員に対する違法な思想調査を行おうとしましたが、市教育委員会が否決し、学校現場を守りました。教育委員会が首長から独立した意思決定機関だからできたのです。全国学力テストをめぐり、平均点を上げるため、管理職がカンニングをさせるなど、弊害が生まれています。しかし、一部の首長は、平均点での学校ランクや平均点以下の校長名の公表などももっと競争せよとあおっています。教育委員会を首長のもとに置けば、不当な政治介入をとめることができなくなり、政治介入が助長されるのではありませんか。戦後の教育委員会制度は、公選された保護者や住民の意見を聞きながら、その自治体の教育のあり方を決めるという民主的な制度として出発しました。しかし、1956年、公選制を廃止され、その法律が強行されたのです。

それから59年、教育委員会の形骸化が進み、事務局が実権を握り、膠着、閉鎖的な体質が広がったのです。現在の教育委員会は、少なからず問題を抱えていると考えます。教育委員会は、地方教育行政の意思決定を行う住民代表の合議体としての役割が十分発揮できておらず、教育委員会事務局の独走や事なかれ主義が問題を引き起こしています。背景には、歴代自民政権が日の丸・君が代、全国学力テストなど、国の方針どおりの教育を学校現場に押しつけるために、教育委員会事務局を通じて教育委員会の自主性を奪ってきたことがあります。大津市のいじめ自殺事件では、いじめの隠蔽を行ったのは教育委員会事務局でした。第三者調査委員会の報告書は、住民代表の教育委員たちが蚊帳の外に置かれていた経過を指摘し、今重要なことは教育長以下の事務局の独走をチェックすることであり、その一翼を担う存在としての教育委員の存在を決して小さいものではないと指摘しています。求められるのは、住民代表である教育委員会の機能と役割を強める方向での改革こそ必要ではないかということを経験し、反対討論とさせていただきます。

## ○白武 悟議長

ほかに討論ありませんか。

## ○草場祥則議員

私は賛成の立場で議案第11号の討論をしたいと思います。

大津市の事件の後、ある市長さんが言っておられましたですね。今、教育長がおっしゃいました、民意で選ばれた行政の長が教育に前々口出しできないというようなことは非常におかしいじゃないかというようなことで、私もそういうふうに思います。また、そういうふうなチェック機関というのは、やっぱり私たち議会がしっかりしておれば十分に機能するんじゃないかなと、そういうふうに思っております。この今までの教育委員会は、戦争の反省ということになっっているように聞いておりますけど、また時代の流れといいますか、今のこういうふうないじめとか、こういうふうなものが非常に多く発生するとき、やっぱり民意で選ばれた町の行政の長が全然蚊帳の外に置かれて、今度本町でもありましたけど、そういうふうなことは本当におかしいんじゃないかなと思っております。私は大賛成の立場で、討論を終わります。

○白武 悟議長

これで討論を終わります。

これより議案第11号「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」採決をいたします。本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

日程第7

○白武 悟議長

日程第7、議案第12号「白石町教育長の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の制定について」を議題とします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これより議案第12号「白石町教育長の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の制定について」採決をいたします。本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩をいたします。

10時44分 休憩

11時00分 再開

○白武 悟議長

会議を再開します。

○門田藤信生活環境課長

先ほど議案第7号の件で野外焼却関係の件で御質問があっておりましたので、ちょっと若干説明をさせていただきたいと思えます。

野外焼却での廃棄物の焼却行為については、廃棄物処理法の中で基本的に禁止ということになっております。罰則規定でございますけれども、5年以下の懲役または1,000万円以下の罰金ということで罰則の規定が設けられております。野外焼却の例外規定というふうなこともあります。この規定については、いわゆる公益上、もしくは社会の慣習上やむを得ない、または周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である場合ということで一応規定がなされております。農業、林業、または漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却等については、こういった例外の規定も設けられているというふうなところになっております。

## 日程第8

### ○白武 悟議長

日程第8、議案第17号「白石町老人福祉センターの指定管理者の指定について」を議題とします。

質疑ありませんか。

### ○久原房義議員

議案第17号でお尋ねしますけれども、老人福祉センターの指定管理者の指定でございますけれども、今までは社協に委託をしておったということで、今回はシルバー人材センターに指定管理をしたいということでございますけれども、社協ではどういうことで社協ではいけなかったのかということと、それと業務の内容ですね。指定管理者の業務の内容についてちょっと説明をお願いしたいと思います。

### ○片渕敏久長寿社会課長

老人福祉センターの指定管理者が社協から今回シルバー人材センターへということでございますが、社協ではなぜいけなかったのかということでございます。

社会福祉協議会のほうは、以前は老人福祉センターのほうに事務所を置いて事業の運営なり活動をされておりましたが、庁舎建設、役場の新庁舎の建設ができました折に事務所のほうを現在の交流館のほうに移されております。そして、今の老人福祉センターのほうでは、従来から取り組んでおられました介護保険の通所の事業所のサービスの事業所ということで活動をされております。庁舎、新庁舎が建設がなりまして、社協の事務所が交流館のほうに移った時点、そこに社協の職員さん方を残して今日まで来ております。前回、5年前の改正の折にも、できますれば社協のほうからの申し出のほうでは、できれば直営のほうでできないかと、私どものほうで社協のほうでは職員のほうを同じ事務所のほうに配置をして取り組んだほうが職員の管理とか、あるいはそういう業務の話とか、そういうことがやりやすいという申し出があっていたところでございます。それをもちまして、今回3月の末をもって5年間の指定管理の期間が満了ということになりますので、そういうところで社協からシルバー人材センターへというところを考えたところでございます。

それと、業務の内容でございますが、これは直営でやっておったときと同じようなこととなりますが、老人福祉センターについては8時半から5時15分まで開館をされておりますが、その間に来る方の受け付け、それと利用者の把握、あと後始末の確認、それと社協の老人福祉センターの施設の管理、修繕が必要な箇所とか、そういういろんな公共料金等の支払いとか、そういうものが業務ということになってまいります。

### ○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これで質疑を終わります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これより議案第17号「白石町老人福祉センターの指定管理者の指定について」採決をいたします。本案に賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立全員です。よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

## 日程第9

### ○白武 悟議長

日程第9、議案第21号「平成26年度白石町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」を議題とします。

質疑ありませんか。

### ○片渕栄二郎議員

予算書14ページ、13節委託料ですけれども、人間ドック等の委託料が275万円減額になっておりますけれども、これは受診者の減だと私は思っておりますが、その辺の理由をお尋ねいたします。

### ○門田和明保険専門監

人間ドック等の事業による減というふうなことで質問ですけれども、今年度の脳ドックの件数が当初250名予定をしておりましたけれども、175名ほどの見込みになっております。そういうことで、今回275万円の減額をさせていただいているところでございます。

### ○片渕栄二郎議員

これは、受診者のある一定の期間があって、そしてその当初計画の人数に満たなかったということだろうと思います。そういったことで、国保の税率の改正なり、あるいは限度額の改正が最近なされ、そういったことで保険者に対するもう少しサービスのことができなかったかなというように、私は考えておるところでございます。といいますのも、ある一定の期間で受診者の申し込みを締め切って、そしてこの受診者にはいろいろな要件が課せられておりますけれども、計画の人数に満たなかった場合は、この受診の要件をもう少し緩和して、当初の250名ですか、に達するように措置はできなかったか、そして今後もこういうケースが出てくると思われまので、そういった場合に要件を幾らかでも緩和して、当初の計画の人数に満たすように、その考えを改めていただきたいというふうに思っております。その要件の中に前年受診をされた方は、今年できませんというような要件等もあったようでございますので、その辺をちょっとお尋ねをさせていただきたいと思っております。

### ○門田和明保険専門監

一応要件ではございますけれども、まず要件としましては国民健康保険の被保険者と

ということと、それから30歳以上74歳以下というふうな要件がございます。また、国税の未納がないという方、これも一つの要件になってございます。

それから、特定健診、先ほど言われました特定健診、もしくは個人で人間ドックを前年度に受けていらっしゃる方、それから去年町費の補助をもらって人間ドックを受けてない方というふうな一応要件を出しております。先ほどこういうふうな緩和ができないかというふうなことで、私たちもその分について途中の経過で一応考えたりは一応係のほうでも議論しましたけども、やっぱり前年度に特定健診を受けてもらう、この私たち特定健診の受診率を上げたいというふうな考えがございまして、まずは特定健診を前年度受けていただいて、翌年度人間ドックないし脳ドックを受けてもらうというふうな格好に持っていつております。それで、連続で毎年というふうなことになる、一部分の方の連続といいますか、そういうふうになる可能性もあるし、できるだけ多くの方に特定健診を受けていただいて、その後に脳ドック、人間ドックなり受けていただくというふうなことで考えておりますので、そこの要件を毎年、人間がことしは余っているから、じゃあ若干緩めてとかというのもちょっと一定の資格要件といいますか、その辺が年度年度で変わるというのもどうだろうかというふうなことで話をしております。しかし、やっぱりこういうふうな受診率が低くなると、資格要件を幾らか緩和しなければならないというふうなことは今後も検討してまいりたいと思います。

以上です。

#### ○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

#### ○井崎好信議員

私も、この14ページでございます。もういっちょ下の特定健康診査等の事業費の13節委託料、特定健診の委託料が474万円的大幅な減額というふうになっております。もちろんこの人間ドックと、先ほどの御質問と一緒に、受診率の低下と、健診率の低下というようなことだと思いますけど、その辺の受診率なり、その辺の理由をまずお答えいただきたいと思います。

#### ○淵上隆文住民課長

ただいまの特定健診審査等事業費の大幅な減額ということでの理由でございしますが、当初予算を組む段階で国の目標基準であります65%という基準で予算を組ませていただいたところでございます。本来ならば、これに近づくように努力をしまいいるところでございすけれども、なかなかやはり受けられる方が昼間はどうしても仕事が忙しい、あるいはまだ健康であるというような以前アンケート調査等もあっておりました。現在の受診率が約40%程度でございす。今後は平成27年度の事業の中で日曜日に受診日を1日またふやすこと、それとヘルスケアポイント事業というのも新しく導入するように実施計画いたしておりますので、今後とも特定健診等の受診率の向上の推進については進めてまいりたいというふうに考えております。



以上でございます。

#### ○井崎好信議員

こういった減額というのを喜ばしいことじゃないと私は思うわけでございます。このやっぱりある程度の予算を消化、この事業は消化して初めてそういう医療費の抑制というふうなこともつながっていくわけでございます。先ほど課長の答弁の中でも日曜日の受診というふうなことがございました。本当に結構なことだろうかと思えます。お勤めの方といいますか、農作業等も忙しい中でそういったことも含めてやはり対応をしていただくというふうにお願いしたいわけでございます。この受診率がこれだけ40%というふうなことでございました。医師会に委託をされておるわけでございますが、こういった40%ぐらいのいつか私もちょっと医師の方が友人でございまして話をしたことがございますが、非常に医師会としても受診率が低下していくと厳しいと、運営的にですね。というふうなことも伺っております。そういった声なんかはどうですか、医師会のほうに運営的に厳しかですよ、この受診率ではもっと上げてくださいというふうなお話もあっているかと思えますけれども、その辺はいかがでしょうか。

#### ○淵上隆文住民課長

直接医師会等からの声というのは私どももちょっと聞いていないところがありますけれども、担当者の会議の中ではそういう話も出ているということは聞いていますところでございます。

以上でございます。

#### ○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

#### ○内野さよ子議員

歳入の部分ですけれども、ページの10ページの繰入金、基金繰入金ですけれども、ここに保険給付準備積立金繰入金ということで1,000万円ということで書いてあります。以前いただいた基金の収支残高のこの資料によりますと、監査の資料報告書によりますと国民健康保険の給付支払準備基金というのが19万9,570円しか、今、残がないんですが、この基金とは別なのかどうなのか。残額等が合わないので、ちょっとその辺を伺います。

#### ○淵上隆文住民課長

予算書10ページの保険給付準備積立金額繰入金1,000万円の件ですが、これは今回本議会の中で上程をいたしました高額医療費資金貸付基金の減額の分の1,000万円でございます、先ほど言われた十数万円のあれとはまた別のものでございます。

以上です。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

○内野さよ子議員

そしたら、名前の名称はほとんどほぼ同じようになっていますが、流用ということで別の会計というか、基金が流れているということになるんですかね。本年度の予算にも1,000円ということですのでありますけど、でも名目上はそういうふうな高額療養費の貸付金の基金が今ありますよね、たくさんありますけど、名目はじゃあそれで書かなくてもいいんですか。この基金の残高を見ると名目は別々になっていますよね。名目は、その辺を済みません、お願いします。

○白武 悟議長

暫時休憩します。

11時19分 休憩

11時20分 再開

○白武 悟議長

会議を再開します。

○片渕克也企画財政課長

歳入の基金繰入金の項目として当初予算に保険給付準備積立金繰入金として基金からの繰入金としてこの目を1,000円ということで計上しておりましたので、本来ならば高額療養費の支払準備基金からの繰り入れということで新たな目を起こすべきだったのかと思いますけども、一応この目を基金の繰入金は同じというふうな考え方でしているわけでありまして。でありますから、説明欄で高額療養費からの繰り入れというふうな説明を記載すべきだったのかと、ちょっと今御指摘を受けてしております。ただ、予算上はもう同じこの基金繰入金という項でございますので、たまたまここに当初予算で計上しとったところを利用させていただいたということで御理解をお願いします。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

○内野さよ子議員

意味はよくわかりましたけれども、本当は基金はこの高額療養費とこの国民健康保険というのは同じ項目の中に入るべきものですので構いませんけれども、ここもきちっと何か訂正をするならしとかないでよくないかなと思います。19万円しかないものがここに出てくるととてもおかしいなというふうに思っています。そういうふうでいいのかなと思っておりますけど、いかがですか。

○白武 悟議長

暫時休憩します。

11時22分 休憩

11時24分 再開

○白武 悟議長

会議を再開します。

○片渕克也企画財政課長

大変申しわけございません。説明の欄にあります保険給付準備積立金繰入金1,000万円と説明がありますが、この説明の欄を高額療養費資金貸付基金繰入金というふうに修正をお願いをいたします。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これで質疑を終わります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これより議案第21号「平成26年度白石町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」について採決をいたします。本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

日程第10

○白武 悟議長

日程第10、議案第22号「平成26年度白石町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」を議題とします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これより議案第22号「平成26年度白石町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」について採決をいたします。本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

日程第11

○白武 悟議長

日程第11、議案第26号「平成27年度白石町一般会計予算」の文教厚生部門を議題とします。

これより質疑に入ります。

なお、質疑の際は、予算書の何ページ、予算説明資料の何ページとはっきりお示しをください。

まず初めに、1ページから歳入44ページまでの文教厚生部門について質疑ありませんか。

#### ○久原房義議員

予算書の39ページでございますが、学校給食費の徴収金の関係の中で、いわゆる滞納繰越分の50万円ございますけども、現在の時点で給食費の滞納というのはどのくらいあるのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

#### ○本山隆也学校教育課長

今現在、ちょっと手元に資料を持ち合わせておりませんで、後ほど答弁させていただきます。

#### ○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

#### ○西山清則議員

予算書の21ページですけども、教育使用料で行政財産使用料とありますけども、これはどういったものなのか、ちょっと御説明お願いします。

#### ○小川豊年生涯学習課長

教育使用料の中の行政財産使用料として4万4,000円ございます。これは、私どもが管理しております施設の中にあります自動販売機、こういったものの設置のために民間業者のほうから使用料をいただいております。

以上です。

#### ○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑がないようでございますので、歳出に入ります。

2款3項戸籍住民基本台帳費、ページにしまして69ページ、70ページ及び3款の民生費、ページ数74ページから87ページの国民年金まで質疑ありませんか。

#### ○溝上良夫議員

老人福祉費、81ページから。先日、NPO法人が新聞に載っていましたが、その影響ですね。まず、その影響についてお伺いしたいんですけど、補正予算でなかっ

たもんで影響ですね。大分白石のほうにもあとの面倒を見るために大分御苦労なされたという話が聞こえてくるんですけども、そのことについて、まずお伺いをいたします。だめかな。

**○白武 悟議長**

81ページのどこですか。

**○溝上良夫議員**

無理やり言うなら81ページ、82ページ、入所判定委員会謝礼、83ページ、地域ケア会議報償費、その中に関係してくるものかなと思って質問したんですけども。大分影響あつとよ。職員、大分右往左往しとるやん。その報告のなかけんさ、報告があつてしかるべきと思う。

**○白武 悟議長**

暫時休憩します。

11時32分 休憩

11時33分 再開

**○白武 悟議長**

会議を再開します。

**○溝上良夫議員**

85ページ、86ページ、87ページまで、シルバー人材センター運営補助金、シルバー人材センター、法人化をされております。そのことについて86ページですか、86ページ。老人福祉施設費の役務費、手数料24万5,000円、これは多分シルバー人材センターの剪定か何かの手数料だと思います。これ委託料に変更はされなかった理由、そのことについて。

あと、ほかの部署もいっぱいあると思います。シルバー人材センターに今まで手数料で発注していたものがあると思いますけども、そこら辺は全部委託料に変更できているのかどうか。

**○片渕敏久長寿社会課長**

86ページの一番下のほうになります。役務費の手数料のことでございます。

ここの手数料については、ひだまり館の関係でございます。内容的には24万5,000円、内訳が施設の清掃分として23万4,000円、それと浄化槽関係の検査のほうの手数料が1万1,000円ということになってございますが、議員御指摘のとおり、この手数料分については本来委託料のほうで計上すべきだったものでございます。この辺のちょっと点検のほうがうまくいってなくて、手数料で計上という形になってございますので、これについては繰り返えて、委託料で支出をさせていただきたいというふうに思っております。

### ○溝上良夫議員

ほかのところでも一々聞かなくて済むように、全課確認をお願いしたいと思います。

### ○片渕克也企画財政課長

ほかのシルバー人材センターに委託している部分については、ほかのところはと申しますとあれですけども、一応全て委託料で計上をしております。また、委託の方式としましては、いわゆる単価契約の方式で企画財政課により一括して契約をして、そしてそのいわゆる回数、状況に応じて各費目からの支出をするというふうな今手続をとっているところでございます。

### ○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

### ○西山清則議員

予算書の83ページの委託料ですけども、運動教室委託料は上がっておりますけれども、この委託先と延べ日数と人数等をお聞かせ願いたいと思います。

### ○片渕敏久長寿社会課長

83ページのこれも一番下のほうです。運動教室の委託料でございます。1,248万円ということでございますが、この分については説明資料のほう、当初予算の説明資料のほうに記載をいたしておりますので、お開きをいただきたいと思います。ページ数が40ページでございます。この中で、通所型の介護予防事業費ということで目的とか書いてございますが、この事業内容の丸で始まりますけども、その次の丸の上のほうに2行掲げております。足腰リハビリ教室、後期高齢者の関係の12回実施、3カ所、それとみのり教室、これは前期高齢者の事業の分でございますが、この分が1カ所、それとシルバー教室、これについては24回実施の2カ所、それとしゃきっと教室、これは1回といいますか、1カ所でございますが、この全7会場ということで実施を予定でございますが、委託先等はちょっとまだ入札のほうを進める中で決定ということになってまいりますので決まっておりますが、大体1教室当たりしゃきっと教室、この分はちょっとまだ人数等決まりませんが、ほかの教室については大体30名程度、上限を30名程度ということで予定をいたしております。

会場ですが、今の時点でちょっとわかっている分でございますが、足腰リハビリ教室、この3カ所の分はゆうあい館、それと老人福祉センター、それと健康センター、各地区ごと、参加者の地区ごとに開催の予定です。それと、みのり教室、前期高齢者を対象とした分でございます。65歳から74歳までということでございますが、この分については健康センターを予定をいたしております。それと、シルバー教室、これについても2カ所ですが、老人福祉センターと健康センターの2カ所でございます。

それと、仮ということで名称をつけておりますが、しゃきっと教室、これも65歳以上ということでございますが、この分については例えば病院のほうで入院をされとって、ある程度症状が落ちつかれて自宅のほうにお戻りになるというわけですが、その

場合にでもやはり家庭での生活する中では筋力の低下とか、転倒の危険があるとかという方もいらっしゃると思います。そういう方について、できるだけ早く通常の生活に戻られるようにということで、理学療法士によるリハビリの指導を行っていただく計画をいたしております。これについても、町内の事業所のほうにお願いをしたいというふうに思っておりますが、そういうことでの事業の合計額ということで歳出欄の同じページの歳出欄の表の枠内、委託料に上げてある金額1,248万円ということで計上をさせていただきます。

### ○西山清則議員

この中には、きのうやったですかね、テレビのほうで認知症予防体操というのがあると思っていましたが、そういうのは入ってないんですかね、認知症予防運動体操なんかは。

### ○片渕敏久長寿社会課長

きのうテレビのほうで民放のほうだったと思いますが、あっております。どこの自治体のほうでも先進的な自治体においては介護予防のためのロコモの予防、運動機能の低下の予防ということで体操を取り組んでおられます。白石町のほうにおいては、サロン等で実施をいただいている白石町の健康体操、そういうものを取り組んだりとか、委託先のほうには運動の指導士さんとか、理学療法士の先生とか入っていただいて介護予防のための運動を実施をしていただくという内容になってございます。それ以外にも、運動機能以外でも認知症予防とか、あとは生活習慣病の予防とか、そういう話もしていただきながら、介護予防につなげていただく教室ということで実施をいたしているところです。

### ○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑がないようですので、次に88ページの児童福祉費から94ページまで質疑ありませんか。

### ○前田弘次郎議員

93ページ、説明資料の24ページですかね。ここに子ども・子育て支援事業の中のママカフェ等の実施ということでありますけど、このママカフェはどこですか、それちょっと中身がわかれば中身のほうまでお願いします。

### ○堤 正久保健福祉課長

ママカフェ等の実施場所と内容ということでございます。

実施場所については、いろいろな場所で開催することも可能でしょうけども、まず健康センターのほうで開催をしていきたいというふうに思っております。内容については、毎回テーマを変えて、カフェでございますのでウーロン茶とか、そういうもの

を飲みながら語り合っていたくというようところで保健師とか、そういう携わる者との距離を近づけながらやっていきたいというふうに思っております。気軽に相談できる体制をまずつくっていくきっかけづくりにしていきたいというふうに思っている内容でございます。

以上でございます。

#### ○前田弘次郎議員

カフェですので、ウーロン茶ではなくコーヒーなどのほうがカフェという感覚で言えばですよ。コーヒーかちよつとしたケーキでも出してくれば、もっと住民の方が集まってくるのではないかと思いますけど、どうでしょうか。

#### ○堤 正久保健福祉課長

ウーロン茶にはこだわらんとですけども、コーヒーを希望される方はコーヒーでもいいのかなと思いますけども、とりあえずは気軽に相談をできる健康な体操とか、さまざまなことを行いながら、自由に会話を楽しんでいただく場というのをつくっていききたいというふうに思っております。毎回、テーマを変えてということにしておりますので、参加者等が気軽に参加できるような体制をとりながら、広めていききたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

#### ○白武 悟議長

ほかに。

#### ○西山清則議員

予算書で92ページで説明資料の21ページ、認定こども園の負担金ですけども、認定こども園になったことで今までと変わることとか、どういうことか、お聞きしたいと思います。

#### ○堤 正久保健福祉課長

一応有明幼稚園のほうで認定こども園の現在申請をされて、県のほうから今協議が白石町のほうに来ているわけですけども、支障はないということで回答をいたしているところとしております。この認定こども園と26年度までの幼稚園との違いと、大まかな違いといいますのは、認定こども園の21ページの説明資料にも書いておりますけども、2号、3号認定の方ですね。この方たちが保育の必要性を認定をされて、認定こども園を利用できるということになります。26年度までの幼稚園といたしましては、ここにあります1号認定の75人と2号認定のうちの2号、3号認定のうちの保育標準時間認定49名の方、この方たちが通常教育と言われる幼稚園を利用する子供ということになっていたのが認定こども園になりますと、その49名の方が保育認定を受けるということになります。今度は、新制度の中で75名の方が教育認定を受けるということになりますので、その辺が若干の違いかなというふうに思っているところでございま



す。

以上でございます。

**○白武 悟議長**

この項の質疑を続けたまま暫時休憩をいたします。

11時48分 休憩

13時15分 再開

**○白武 悟議長**

会議を再開します。

**○本山隆也学校教育課長**

午前中の久原議員さん、現在の滞納分だがということで御質問がございました。遅くなりましたけども、述べさせていただきます。

25年度までの過年度分としての滞納額、今現在、小・中学校46世帯、611万4,444円の滞納ということで大変多ございますけども、鋭意徴収に努力しているところでございます。また、現年度分についても、年度末を迎え、滞納の徴収には努力しているところでございます。

以上であります。611万4,444円、今現在でございます。

以上であります。

**○白武 悟議長**

それでは、88ページの児童福祉費から94ページまで、引き続き質疑ありませんか。

**○岩永英毅議員**

予算書89ページ、説明資料19ページ、この中で事業内容で説明先の分、父母、児童が20歳に達する日の前日まで、児童に対しては18歳に達した日の属する年度末まで、これはどっちが基準になるわけ、18歳と20歳。これ同一でなからんばおかしゅうなかですかね。児童が20歳になったら支出できないわけでしょう。児童が18歳に達した日からいわゆる19歳未満が対象ですよ。父母に対しては20歳未満、これ対象のこの1歳のずれ、ここで言えば2歳のずれ、これはどういうふうに考えたらいいですか。

**○堤 正久保健福祉課長**

説明資料の19ページでございます。ひとり親家庭等の医療費の助成ということになっております。これにつきましては、母子家庭の母、父子家庭の父等に対してと児童に対して医療費の助成を行うものです。母子家庭の母と児童がその助成の対象者ということになります。その父母、親に対しての医療費の助成の期間が児童が20歳に、20歳に達する日の前日までが医療費の助成の対象ですよということですね、親がですね。子供に対しては、子供については18歳の達した日の属する年度、3月31日までということですね。ですから、子供が18歳になる年度の3月31日まで、親御さんについては子供さんが20歳になったら、その前日までを医療費の助成の対象にする期間という

こととございます。ですから、親御さんと子供さんの医療費の助成を受ける期間というのが異なるということになります。

以上でございます。

#### ○岩永英毅議員

子供の医療費を負担、軽減するためにしますよ、それが親に支出する分と子供に支出する分が違うわけ。両方出してやるわけ。ひとり親やけん、親のあがんとまでしてあるということかな。

#### ○堤 正久保健福祉課長

このひとり親家庭等の医療費助成の対象者というのが親御さんと、その児童ということになります。親御さんが医療、病院にかかったら、この対象者ということになります。親も子供も対象者ということになります。子供だけが対象ではなくて親御さんも対象ですということです。ですから、その父母の対象となる期間と児童の対象となる期間がそれぞれ指定されているということになります。親御さんも病院にかかれば医療費助成の対象になります。もちろん子供さんも病院にかかると、その医療費の対象になります。その助成を受ける期間がそれぞれ異なるということとございます。

以上でございます。

#### ○岩永英毅議員

子供と親が対象者になって、親の場合は20歳まで、子供の場合は18歳までという、それも何じゃおかしゅうなかですかね。やっぱり両方負担してやるならば20歳までにしてやるとか、何で20歳までってしてあるのは最近いろんなあれも大学まで行くけんが、まだそこは子供の稼ぎよらんけんが成人までは助成なり補助なりをしましょうというのが今の趨勢じゃないかな。前はもう高校出て就職すつとが多かったけん、18歳までとかということやなかったですかね。これ同じにしてやらんけん、うん。子供もこれ20歳まで上げたら何か弊害があるとですか。子供も20歳まで対象にしますよっていったら、何か弊害があったらこういうあれも2歳の差をつけにやいかんでしょうけども、そこら辺何か弊害があったら教えていただきたい。

#### ○堤 正久保健福祉課長

このひとり親家庭等の医療費助成事業については、県の事業に乗っかって実施をしているものとございます。まず、その児童というのは児童福祉法において18歳に達する日までですね。未満の子供を児童という呼び方で呼んでいるわけとございますが、そういう規定で児童というのに対して18歳に達した日の年度末までという助成の仕方になっているかと思っております。この父母に対しての20歳については、成人というような感覚でのその親御さんの経済的な負担を軽減するということでの20歳ということで県のほうで設定をされているかと思っております。もし、その児童を20歳という規定にするとどういった弊害があるのかということになりますと、もちろん県事業で

ございますので、県2分の1の部分については町費負担、単独費の負担ということになります。それと、この制度そのものが県下統一された制度になっておりますので、こういう年齢までの助成ということになっているというふうに思っております。

以上でございます。

**○白武 悟議長**

ほかに質疑ありませんか。

**○片渕栄二郎議員**

説明資料18ページ、児童手当でございます。事業内容の中ほどからで、3歳以上小学校修了前（第3子以降1万5,000円、中学生1万円）と金額が異なっておりますので、その辺の説明をお願いいたします。

**○堤 正久保健福祉課長**

児童手当の月額を支給の金額になっております。事業内容の2行目に3歳未満の方については1万5,000円、それから3歳以上小学校就学前の方については第1子、第2子について1万円、それから小学校就学前の第3子以降が1万5,000円、中学生が1万円ということで、その支給対象児童の年齢区分に応じて、その支給単価というのが決定をされております。一番下、3行目のほうに表の説明資料の右手側に所得制限と書いてありますが、この所得制限に係る方については左側の表の所得制限以上世帯の方の5,000円ということで支給がなされているわけでございます。これについても、児童手当法によって、その支給対象児童の年齢が決定をされているところでございます。

以上でございます。

**○片渕栄二郎議員**

その3歳以上、その小学校修了前、第3子のことですが、その1万5,000円でしょう。そして、第3子で中学生は1万円ということでしょう。そのなぜ中学校になればやっぱり小学校のときよりも経費的に親御さんが5,000円差額がついておりますけれども、どうしてもやっぱり子供が大きくなれば金も多く必要になってきますので、どうしてその1万5,000円と1万円の差額をついているかなど。同額で1万5,000円の同額でいいじゃないかという私は考えを持っておりますが、その辺どうでしょう。

**○堤 正久保健福祉課長**

この第3子以降の小学校修了前までは1万5,000円、中学生になったら1万円、5,000円の差ということでございます。

先ほど御説明したように、国のその児童手当の法律でこういう金額になっております。中学生についても、第3子以降はプラス5,000円でもいいんじゃないかということでございます。そうなりますと、その法に基づく手当の支給額プラスの5,000円というものについては町の単独事業ということになろうかと思っております。それにつ

いては、この法律どおりの金額の中で設定をしているということになります。一応その単独事業で中学生のプラス5,000円というのは、この児童手当の支給の中では現在考えていないということです。

以上でございます。

#### ○片渕栄二郎議員

町の単独事業ではプラス5,000円は考えていないということでございます。そこを何とか町の単独事業を用いて、そして中学生にプラス5,000円の支給を、それは今後検討ということでぜひともお願いをしておきたいと思えます。

#### ○久原房義議員

ちょっと議長、先ほど給食費の滞納の答弁がさっきありましたので、その件でよろしいでしょうか。

#### ○白武 悟議長

許可します。

#### ○久原房義議員

それじゃ、先ほど給食費の滞納額が611万4,444円ということでの報告、回答をいただいたわけですが、非常に多額に上っておるわけですが、給食の運営の中で一般質問でも若干申し上げましたけども、徴収の方法ですね。はどういった形でされておるのかということがまず1点ですね。

それと、給食費の未納者の分の給食費、いわゆる材料費はどこから充当されているのかということですね。

それと、いろいろ福祉関係で児童手当がありますけども、給食費の未納者に対しての児童手当あたりの支給の取り扱いですね。ここら辺を給食費に充当あたりができないものなのか。

それと、今回新しく打ち出されております6年生と3年生の給食費の無償化、これについてはこの給食費の未納者に対しての取り扱いをどうされるのか。その4点、お願いしたいと思います。

#### ○堤 正久保健福祉課長

まず、18ページの児童手当の件でございます。給食費の未納の方についての充当はできないかということでございます。

学校教育課のほうで保護者の同意を得られて、児童手当からの充当というのを現在行っているところでございます。

以上でございます。

#### ○本山隆也学校教育課長

給食費の徴収に関する方法でございます。

現在、滞納分につきましては、教育委員会、学校教育課、給食係の職員及び教育委員会の職員が戸別訪問をいたしまして、未納者の方に対して徴収しているところでございます。

また、材料費が入らなかった部分の充当という問題でございます。

私会計によりますと、賄費の徴収分がそのまま材料費になりますので、給食がその徴収した分でしか子供たちには行き渡らなく、薄く給食が行き渡ることになります。しかし、白石町は公会計でございます。賄い料の歳出を組みまして、入ってこない部分の未納があったにしても、公費、皆様方の税金によりまして子供たちに全て相応の給食が充当されるというところでございます。

また最後に、滞納者、今回の提案によります6年生、中学校3年生無償化に対する滞納者の関係であります。

基本、滞納者の方に対してはこれは適用しない等も議論がございますけれども、今後そこまでまだ詰めておりません。十分にそこら辺を考えてこれから先の継続的な無償化というところがございますので、十分協議して取り組みたいと思っております。

以上であります。

#### ○久原房義議員

給食費の徴収方法で未納者についてのいわゆる催促とかについては今答弁されたことでいいんですけれども、普通の一般の給食費の徴収のやり方をお尋ねしたかったわけですが、これは旧町時代のことを言っただけですけれども、旧町時代から私議員やっておりますので、以前の福富の学校給食は滞納がゼロでございました、ずっと。といいますのは、いわゆるPTAを中心にして、この徴収をされとったわけですね。そういうことで、非常にずっと滞納が全くございませんでした。滞納が発生しておるのは徴収方法にも何か問題はありはしないかなということでお尋ねをしたわけなんですけれども、そこら辺もうちょっと未納者の徴収方法じゃなくて一般の給食費を徴収する方法はどういう方法でされておるか、そこら辺をもうちょっと滞納がないような徴収方法を考えられたほうがいいのではないかなというふうに思ったものですから、お尋ねをしとるわけです。

#### ○本山隆也学校教育課長

現在、議員おっしゃるとおり、かつてはPTAの皆さん、あるいはまた学校の先生方が訪問するなりして個別に対応されたところでございますけれども、現在は銀行等によります振り込みあるいは引き落とし等で徴収しているところでございます。税金もそうでしょうけれども、そういったところでの弊害が今後少なくなりますように、良識ある納税の方たち、徴収といいますか、納める方たちに迷惑がかからないように、中身につきましてもきちんとしていきたいと思っております。

以上であります。

#### ○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

## ○片渕 彰議員

ページは89で、説明書の19ページ、岩永議員さんの質問の後を継いでもう少し聞きたいことがありますので、お尋ねします。

本来なら児童、お父さんとかお母さんがいない児童には本当はもっといろんな手当てをするべきじゃなかろうかと思うのに、こういう18歳に達する日までのこの文言的に課長、児童の区分けというのは18歳までですということと言われたですね。18歳で児童ですよと先ほど答弁されたでしょう。しかし、この今の事業内容のところの1、母子家庭の母及び児童、父子家庭の父親及び児童ですね、ここもね。だから、児童との解釈がちょっとここでした児童と課長が答弁された18歳をもって3月末の子供の父母のいない児童に対する処遇として本来ならおかしいじゃないかと、ね。どっちも18歳になったときの属する年度末までということであれば児童というのは一緒に使っていていいでしょうけど、もう一方は20歳に達するまで、その間19歳の期間には児童と言わないということでしょう。だから、その文言すらちょっとおかしいんじゃないですか。その辺どうですか。

## ○白武 悟議長

暫時休憩します。

13時40分 休憩

13時42分 再開

## ○白武 悟議長

会議を再開します。

## ○堤 正久保健福祉課長

このひとり親、説明資料の19ページのこのひとり親家庭等の医療費助成の児童18ということでございます。一般的にというか、大学に行く子はちょっと別にしても、もう18歳になったら、普通のお子さん、母子家庭、ひとり親家庭でなくても一般というのはおかしかですけども、家庭においてもそのお子さんがお勤めに出られるところもあるわけでございます。この母子、父子、ひとり親家庭のお子さんについても、働きに出る方もいらっしゃいます。ですから、その一般、普通のといいますか、ひとり親家庭以外の家庭と不公平感が今度は逆に出てくるというふうなことで、児童についてはその18歳に達する日の年度末までと。父母については、その児童が20歳に達する日までという規定の中で全国的にその制度によって実施をしているというのが、このひとり親家庭等の医療費助成ということで御了解をしていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

## ○片渕 彰議員

説明にはなっとらんような感じですね、今のはね。そりゃ県がしたからこうじゃなくて、結局きょうの新聞にもあるように、公務員さんのほうの身障者手当等、載っと

ったじゃないですか、ね。だから、こういうこの文言に助成、ひとり親の家庭の助成費ということであれば、例えば県からおろしてきても、人数的に26年、25年、1回ずつ病院にかかれたのかな、人数かな。今、この白石町内の。その分を例えば町費で見ても、人数的には少ないあれじゃないですか。白石町のひとり親の、また親がいない子供をやっぱりみんな町民として面倒を見ていこうじゃないかというようなことは、ただ上から流れてきたからこうするよと。今の文言も全然あなたの言う解釈はできないと思うんですよ。

その辺についてちょっと町長にお尋ねしますが、これ今数字的に事業内容の主体が助成対象者の数字ですもんね。1人ずつですよ。そして、親もいない家庭の子供が助成してやってもいいんじゃないでしょうか。だから、そういうところを町としても検討されたかどうか、お尋ねします。

### ○田島健一町長

今、母子家庭、ひとり親、父子家庭のひとり親のときの医療費補助ということをございますけども、児童と父母の間で18歳と20歳ということでございます。ひとり親じゃなくても医療費補助というのはやっているかというふうに思いますけども、18歳、区切りとして18歳までが子供さんかなと、成人の日というのが20歳のございますけども、一応目安としては高校を卒業されたら大学進学者もいらっしゃるでしょうけれどもお勤めの方もいらっしゃると思いますので、18歳というのが一応の線引きかなというふうにも思うわけでございます。しかしながら、その父母だけが児童が20歳になるまでというところが、これが制定されたというか、つくられた経緯というのがちょっと私も今把握しておりませんが、やはりひとり親のお母さん、お父さん、大変やっつらうということで、子供は18歳で卒業したけれども、子供さんが20歳になるときまではということになったんじゃないのかなと、これは推察ですけども、ちょっと数字が18歳、20歳という違いがあるのはちょっと私もどうかなという気はいたしますけども、はい。

以上です。

### ○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

### ○西山清則議員

説明資料の25ページですけど、この地域子育て支援事業ですけども、事業内容はこの1、2、3、4とあります。社協でやる分と保育園型と幼稚園型ですね。そしてまた、このほかにあかり保育園でやる事業もあると思いますけれども、もう少し内容をもうちょっとだけ詳しく御説明願いたいと思います。

それとあと、この事業に対して何日ぐらいまでに申請しなければいけないのか、伺いたいと思います。

### ○堤 正久保健福祉課長

説明資料の25ページ、地域子育て支援事業の事業内容の1から4までの事業ということになります。内容をということになりますけれども、まず一番初めの地域子育て支援拠点事業、これは月曜日から金曜日と第2土曜日ですね。交流館ゆめひろばにおいて、親子が触れ合う場の提供ということで午前9時から午後5時まで開催しているものでございます。

2番目の一時預かり事業一般型については、これもゆめてらすのほうで実施しております一時預かり事業ということで、1番のひろば型開催日と時間と同一でございます。これの1と2については、今年度までですね。今年度も行っている事業というふうになっております。

3番目の一時預かり事業余裕活用型については、保育所等で実施するものであります。27年度の事業計画といたしましては、有明ふたば保育園と有明わかば保育園にて実施をする予定といたしておりますが、この2園からの申し出により実施をしていくということになっているものでございます。

4番目の一時預かり事業の幼稚園型については、認定こども園となります有明幼稚園のほうで在園児の居残り保育といたしましょうか、その預かり事業と園を利用していない子供の一時預かりも利用するというふうで実施予定です。この在園児の一時預かり事業についても、本年度も実施をされているものというふうに思っております。

内容については以上でございます。

いつまでに申請すればいいのかということになりますが、一次預かり事業というのは、お子さんをその時間預かるということになりますので、事前に登録をしていただいて、利用する、その実施をする園の規定にもよろうかと思いますが、利用をする何日か前までに利用の届けをするというふうなことになるかと考えております。ですから、申請は事前に面接等をしながらやって、利用をするときには届けをしてやっていただくというのが、この3番と4番のことになるかと考えております。

以上でございます。

## ○西山清則議員

あかり保育園でもやる事業ですね。それと、何日までですね。でも、何日までがわからなければ、もうその日ばって預けに行ってもなかなか保育士がいなかったら預けられないから、何日までぐらいに申請をしなければいけないのかということをお聞きしたいんですけど。

## ○堤 正久保健福祉課長

あかり保育園では、休日保育を行うことといたしております。この子育て支援事業の事業説明書の中には入っておりませんが、あかり保育園で実施することになっておりますので、ここの内容には入っておりません。その利用の申請ということになりますけれども、各園とゆめてらすの規定によって、その何日前というのが決定をされてくると思います。ですから、利用をされる方については、その面接を行うときに何日前までということでのお話になるかと考えております。例えば1日前とか2日前とか、当日は今議員おっしゃるように、当日は保育士がいなかったらとか、いろいろ



あろうかと思っておりますけれども、事前に利用申請をしていただくと。その前に、その利用申請の周知については面談をして、周知をしていくということになろうかと思えます。

以上でございます。

#### ○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑がないようでございますので、次に第4款衛生費、ページ数95ページから100ページの予防費、扶助費まで質疑ありませんか。

#### ○溝口 誠議員

96ページの8節報償費の中のヘルスケアポイント付与報償費、説明資料は15ページに載っています。これは、平成25年12月の議会で私が一般質問しました健康マイレージの制度を用いてはということで訴えました。これが実際、ヘルスケアポイント事業として今回実施をされるということでございます。その中で、このポイントの付与ですけれども、健康事業、特定健診、がん検診、人間ドック、脳ドックと、これが1回で50ポイント、1ポイントが1.5円つくということで75円でございます。これは商品券になすと、1ポイント当たり1.07円、これを掛けますと実質53.5円の価値となります。それからもう一つ下が、健康づくり事業ということで、健康づくり教室、これが1回で30ポイント、これが45円でございます。先ほど言いました1ポイント、商品券としてする場合には1.07円掛けると32.1円ということで、非常に金額にすれば非常に少ないということで、この金額にされた理由というか、された、この定義をお聞かせください。

#### ○門田和明保険専門監

今の健康事業につきましては50ポイント、また健康づくり事業につきましてはなぜ30ポイントにしたかというふうな御質問かと思えます。

まず、50ポイントに設定した健康事業につきましては、主なものとして特定健診、がん検診、人間ドック、脳ドックといった金銭的個人負担分がある事業というふうなことで考えさせていただきました。

それから、健康づくり事業の30ポイントにつきましては、健康づくり教室等で金銭的個人負担がないものというふうなことでさせていただいたところです。

それから、50ポイントが約50円ちょっとになりますけれども、それからまた30ポイントが30円ちょっと、これが多いか少ないかという判断になりますが、これは補助金という考えよりも、まずポイントをためて健康づくりのきっかけになってくれればというふうなことで考えた事業でございます。私たちとしましては数多くこういうふうな事業を多くふやすと。ふやすというか、そういうことに充実したメニューをつくっていかなければいけないというふうに思っているところです。

以上です。

### ○溝口 誠議員

健康づくり事業ですけども、この1回で30ポイント、これ2,000円になっていますけど、1人の方が何回教室に参加されるかわかりませんが、回数が多い人であっても、ポイントとしてはそんなに高いポイントにはならないと思います。そういう意味で、先ほど言われました、この健康づくりの意識を事業の効果ということで4番目にあります。この日ごろの運動意識とか、食生活の改善への取り組みが健康維持につながり、ひいては医療費の適正化につなげることができますとあります。このくらいのポイントで、果たしてそれだけの効果があるのかなというのが私としては非常に疑問でございます。本年度はこういう形でうれしいことにこういう事業ができたということはもううれしいことでございますけども、やっぱりこの効果を得るという意味では、もう少しやっぱりポイントを上げて、参加して実感のあるポイントにしなければ、ちょっと意味が趣旨が本当にはつきりされないのではないかなという危惧をいたしております。そういうことで、これは新規事業でございますので、来年も再来年もされていくと思いますけども、そこら辺をしっかりと効力のあるポイント制度にしていなければなということで御要望としてさせていただきます。

### ○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

### ○溝上良夫議員

98ページ、不妊治療費支援事業費、事業補助金ですね。説明資料の26ページです。

これは、単純に上限を撤廃、廃止したからふえたのか、治療の予定者をどれだけ見込んでいるのか。それともう一つ、この説明資料の中に平成21年度からの助成状況を書いてありますけども、ふえていく要因は検討されたことがあるのか。これからもっともっとふえてくるという情報もありますけども、そういうことを加味しての予算設定なのか、お伺いをいたします。

### ○田中幸子健康づくり専門監

不妊治療の助成事業につきましては、県の事業で体外受精とか、そういう分について最高15万円まで、それから助成があります。そのそれを除いた分について2分の1を上限10万円までということで助成をしております。不妊治療につきましては、今回町のほうはその上限10万円の分を撤廃して2分の1の助成をするというふうに今回提案しているところです。不妊治療につきましては、新聞等でいろいろ報道がっておりますが、不妊に悩むカップルというんですか、それが100人で六、七組ぐらいはいらっしゃるというふうにして、結構ふえてきている状況であるというふうにならされております。ただ、治療費が非常に高いこともありまして、何回もされないということもあつたりするものですから、少子化対策の一環として白石町のほうで2分の1の分を撤廃するというような形にしております。そういう意味では、不妊治療が結構一般の方たちにも浸透してきて、子供さんができないというカップルにとっては相談に行

くかれるケースがふえてきているのではないだろうかというふうには思っております。そういう意味で、年々ふえてきているのではないだろうかというふうを考えております。

#### ○溝上良夫議員

不妊治療の件ですけれども、本当に環境ホルモンとかいろいろ原因はあると思いますけれども、正常な成人男性、女性が本当に少なくなったという情報もあります。そういうことで、これからどんどんふえていく可能性がある事業だし、大事な事業だと思いますので、真剣に考えてもらいたいということをつけ加えて、終わります。これはいいです。答弁はいいです。

#### ○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑がないようでございますので、次にページ数100ページの環境衛生費から103ページまで質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑がないようでございますので、次に10款教育費、ページ数149ページから154ページの教育振興費負担金補助及び交付金まで質疑ありませんか。

#### ○前田弘次郎議員

152ページで説明資料が90ページ、外国青年語学指導助手設置費のところですけど、この旅費で帰国旅費ということで、これアメリカに帰られるための旅費だと思いますけど、県内もしくは町内でこういう外国語に詳しい方を逆にアメリカの方ではなく、こちらのほうで町内の方で外国語に堪能な方たちの検討はされたことはあるんですかね。

#### ○本山隆也学校教育課長

外国語青年語学指導助手事業でございます。

A L Tという方が現在それぞれの中学校を拠点として3名の方がもっと身近に英語ということで英語圏のネイチャー、その外国の方、外国人が中学校あるいは小学校、保育園、幼稚園で指導なさっています。このJ E Tと申しますか、佐賀県における外国語組織がございまして、そこを基本としましてこれまで採用といいますか、採用させていただきまして、各学校に対応しているところでございますけれども、県内、国内といいますか、町内といいますか、そういうところの指導というよりも、教えというよりも、一番ネイチャー、自然に近い外国の方ということで現在3名の方を招聘いたすところで、その検討はいたしていないところでございます。

#### ○前田弘次郎議員

外国語に堪能な方は町内にも結構外国の方がいらっしゃってますので、その辺の雇

用を少し考えてもらえたらと思って今回質問しております。  
以上です。

**○溝上良夫議員**

今の特別旅費の分ですね。46万円の帰国費、これは正当な金額ですか。

**○白武 悟議長**

同じページ数ですか。

**○溝上良夫議員**

同じページ数です。

**○本山隆也学校教育課長**

現在、おります既にわかっている分といいますか、帰国のためのカナダと帰国分の算定した金額でございます。

以上であります。

**○白武 悟議長**

ほかに質疑。

**○片渕 彰議員**

ただいまの前田議員の関連でございますが、ALTの人はその本国でアメリカとかイギリスでどういう資格を持ってこちらに来られているのか、お尋ねします。

**○白濱正博主任指導主事**

失礼いたします。ALTですけれども、現地のほうで日本語等の研修等も受けておりますが、まず日本に来てからJETプログラムという組織がありますので、そちらのほうで日本語の研修、それから子供たちへの指導に当たっての研修ということで、そういうことを積んだ上で各学校のほうに任用というふうな流れになっています。ただ、現地のほうで具体的にどのような研修等を踏まえているかというところまでは、こちらのほうで済みません、つかんでおりません。

以上です。

**○片渕 彰議員**

もう一つ、質問ですが、じゃあこちらに来てから、要するに費用を出しながら勉強させて、その先生に習うということですか、それでいいんでしょうか。どうぞ。

**○白濱正博主任指導主事**

JETプログラムのほう、JETプログラムという研修するところがございまして、そちらのほうで研修しておりますが、町のほうから費用等で研修費等は発生はし

ておりません。そちらのほうからALT等で任用が図れませんかということで紹介を  
していただいているという形です。これまでそのJETプログラムというところでA  
LTのほうを紹介してくださいということで今まで任用を図りました。また、今後は  
こちらの方でもいろいろJETプログラムに頼らずに任用等も図っていかねければ  
ならないかなと思っているところです。

以上です。

#### ○片渕 彰議員

英語といたら、大体一番最初はもうイギリスのほうのあれでしょうけど、アメリ  
カも広いから私たちのように少しなまりのある人も、そういう人たち用の、要するに  
研修のときに本当のその標準語的な英語の標準語的なことを教えてあれするんですか  
ね。アメリカはあれだけ広いけん、やっぱりそれぞれの地域の言葉というのがあると  
思いますので、その辺はちょっとわかりにくいかもわかりませんが、お答えいただ  
ければと思っています。

#### ○白濱正博主任指導主事

失礼いたします。そのなまり等についてまでこちらのほうで把握はできていませ  
んが、多種多様な文化、それからその国による風習等をこちらのほうで子供たちにい  
ろいろ教えていただけるので、いろんな各地からイギリス、アメリカに限らず、そう  
いうところから来ていただくことについては、子供たちの交流とかコミュニケーション  
能力を高めるとかというところでは非常にそういう多彩な面があることがかえって子  
供たちのほうにはいい影響を与えているのではないかと思います。ただ、ネーティブ  
な発音となってきましたと、少し考えなければならぬかと思いますが、本来ALTの  
目的が子供たちのコミュニケーション能力を育成するというところにあることから考  
えると、非常にためになっているのではないかなと、こちらのほうでは考えていると  
ころです。

以上です。

#### ○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

#### ○岩永英毅議員

同じ関連ですけれども、ALTの任期というのはあるんですか。前に町内在住の方  
がたしか有中に配属になっとなって、まだ白石町に在住ですよ。やめられとるん  
でしょう。何かやっぱり任期があるんですか。

#### ○白濱正博主任指導主事

失礼いたします。ALTの任期というのもございますが、済みません。もう一回厳  
密に調べまして、何年間ということで答えさせていただきたいと思います。

**○白武 悟議長**

ほかに質疑ありませんか。

**○溝上良夫議員**

A L Tの件はいいです。152ページ、スクールカウンセラーの謝金、先般中学生の殺人事件でスクールカウンセラーの見直しかれこれの記事が載っておりますけれども、そのことはまず御存じでしょうか。

**○本山隆也学校教育課長**

スクールソーシャルワーカー、3月16日、昨日の新聞記事では結局川崎の中1殺害事件に関する、そのつなぎ役となる方たちの活用が果たしてなされたのかという記事につきましては周知しております。現在、冒頭で御答弁申し上げたとおり、大きな学校教育課としての主立った新規の事業はございませんけれども、その部分についてしっかりやっぺいこうということで27年度、思っているところでございます。

以上であります。

**○溝上良夫議員**

スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、これから指導というか、どこまで突っ込んだ相談を受けるのかというのも大変だと思います。そういうことで、外部のスクールカウンセラーは外部の方です。そういうところでは、突っ込んだ相談にも乗れるかなと思いますが、そういう指導はなされたものかどうか、今度の事件に関して指導はされたのか。

**○本山隆也学校教育課長**

議員おっしゃる川崎市における事件を踏まえまして、教育委員会事務局は協議をしたところでございますけれども、またさらにスクールカウンセラーの方2名いらっしゃいます。また、スクールソーシャルワーカーいらっしゃいますけれども、その方々たちをお呼びいたしての協議というのは行っていないところでございます。

以上であります。

**○白武 悟議長**

ほかに質疑ありませんか。

**○溝口 誠議員**

同じく92ページのスクールカウンセラーの件でございますけれども……。

**○白武 悟議長**

90、ページ数。

**○溝口 誠議員**

説明資料が92ですね。

**○白武 悟議長**

説明資料、はい。

**○溝口 誠議員**

このスクールカウンセラーですけれども、延べ時間で580時間ですね。なっております。この時間で果たして効果として事業の効果としてあるのか。現場としてはもっとやっばし欲しいという声も若干聞きますけれども、そこら辺の考慮をされていますでしょうか。

**○本山隆也学校教育課長**

現在、2名のお方を招聘いたしまして、先生方も初め、保護者あるいは子供たちの不登校、あるいはそのほかの事象に関して対応しているところでございます。もうほぼフル活動ということでなさっていて、大変不足の感がございますけれども、先ほど答弁したスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、またコンフォートスペース「あい」、それぞれの立場で特性のある子供さん、あるいは困っていらっしゃる子供さんと親御さんたちのために、中身につきましては十分に協議し、取り組んでいきたいと思っております。

以上であります。

**○白武 悟議長**

ほかに質疑。

**○西山清則議員**

153ページの特別旅費の件でまたお伺いしますけれども、ALTの方はこちらから呼んで、来てもらっているのかですね。それでまた、向こうから勉強のために来ておられるのかですね。手厚く宿舍の賃借料とか、備品購入費とか、手厚くしておって、それでまた自分で仕事で来ておられるのに交通費も出して帰すのか、その辺がなかなか納得いきませんので。普通やったら仕事へ行ったら、自分で旅費出すわけですよ。それで、向こうから来るときにはそうやって手厚くしてもらって、それにまた旅費を払うというのがなかなかその辺が納得いなくて、その辺の説明をお願いします。

**○本山隆也学校教育課長**

現在、白石中学校を初め、福富中学校、有明中学校を拠点といたしまして3名のALT、外国語の助手の皆さんでございます。白石町が要望し、そしていろんなほかのALTさんの御意見も伺いながら一番いい先生を招聘して雇用して活動していただいているところです。JETの関係上、またこれもALTさんの旅費と、また宿泊費等については多大な費用がかかっておりますけれども、中学校以下小学校、保育園、幼稚園へと、その国際化に対応できるように、ALTの方たちに熱心な協力のもとやって

いかなければならないと思っております。

以上であります。

#### ○西山清則議員

旅費の件ですけれども、子供たちがよくなるのはいいんですけれども、向こうにおられる方を直接こっちが呼んで、来てくださいと行ってやられたのか。日本に来て、自分たちで勉強して、それからそして帰るときにはこっちが旅費を出してやるのか。仕事で向こうが来て、こっちで勉強して仕事で来て金をもらって、そして普通やったら自分の金で帰るのが普通なんですよね。我々でもそう、外国へ行ったら自分の金で帰るわけですので、その辺をどうも納得いかないの、その辺をちょっとはっきりさせていただきたいなと思っておりますけど。

#### ○本山隆也学校教育課長

雇用に関してはほとんどが国内の方、現在国内にいらっしゃるお方の外国の方を雇用いたしまして、そしてこのALT事業を行っているところでございますけれども、議員おっしゃるとおり、そういった経費面についての中身につきましては契約の折、協議してまいりたいと思っております。また、この特別旅費は帰国の旅費を組んでおりますけれども、精算という形でかなりこのALTの人たちも少ない旅費で帰れるように私たちも促し、自分らも格安旅費で帰られる等もございまして、そこら辺の経費についても検討してまいりたいと思っております。

以上であります。

#### ○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

#### ○前田弘次郎議員

資料の154ページですね。説明資料の89ページ、デジタル教科書用パソコン購入費とありますけど、ここで16万円の5台掛ける8校とありますけど、これはただパソコンの購入費ということですけど、上のほうにデジタル教科書購入費は7万2,000円の6学年ということで、これは6つ、6個という感覚で考えると、パソコンは5台なのに何でソフトは6台なのかということ、まずそれをお願いします。

#### ○白濱正博主任指導主事

議員の御質問について説明させていただきます。

デジタル教科書については、国語と算数について小学校の全学校全学年に導入いたします。それに伴って、電子黒板の5台掛ける8校分というのは、パソコンのバージョンがちょっと古いものがありまして、年度をまたいで導入したものですから、今度新しいデジタル教科書にこの5台掛ける8校分が対応していなかったもので、ちょっと予算立てをさせていただいております。ということで、対応できるパソコンというふうになります。



以上です。

**○前田弘次郎議員**

そしたら、今、国語と算数ということですけど、ほかの教科のデジタル教科書はまだないということですかね。

**○白濱正博主任指導主事**

失礼いたします。デジタル教科書については、国語、算数以外の全教科について各教科書会社等が発売をしております。町の教育委員会の予算としましては、まず基礎基本的な教科からということで国語と算数について導入をさせていただいております。あとは、学校等の事情によって理科を導入したり、社会を導入したりというふうに、各学校で導入していく場合もあります。

以上です。

**○白武 悟議長**

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑がないようですので、次にページ数154ページの小学校費から164ページの教育振興費、扶助費まで質疑ありませんか。

**○前田弘次郎議員**

ページ、163ページ、パソコン教室及び校務用パソコン購入費の2,764万8,000円ですけど、どこの学校の分で何台ぐらい入るのかというのをお願いします。

**○白濱正博主任指導主事**

今、御質問いただきましたパソコン教室ですね。校務用パソコンの購入費ということにつきまして、説明資料の94ページのほうに平成27年度、28年度、29年度についての予定を示させていただいております。来年度につきましては、校務用パソコンのほうの有明東小学校、有明西小学校になります。サーバーと示させていただいているのは、ちょっとサーバーのほうに校務用パソコンはいろんなデータを入れておりますが、大分年数がたっておりまして、貴重なデータでございますので、来年度サーバーのほうもかえさせていただく予定になっております。あと、パソコン室につきましては、今、来年度が、申しわけありません、中学校を1校予定しておりましたので、申しわけありません。中学校のほうの説明資料をつけておりませんでしたので、もう一度ちょっと確認させていただいてから示させていただきたいと思います。申しわけありません。

**○前田弘次郎議員**

大体その中身はわかりましたけど、これはまた一括入札をされるつもりでしょうか。前回は質問したと思うんですけど、分割ができないかということで、また一括という

ことであれば、また大手の会社のほうが入札するというので、これ地元のたしか業者は辞退をされていたと思うんですけど、余りにも価格が高くて辞退をされているのか、その辺を考えたときに分割で入札ができないか。学校単位ですね。もう一括ですると、どうしても金額が大きくなりますので、その辺の考えはどうでしょうか。

**○本山隆也学校教育課長**

I C T機器の導入及びその管理、そしてメンテナンス等でございますけれども、これまでの一括ということになりますと、なかなか大きな事業として指名業者の方に制限等もかかってございます。また、今後、この新年度27年度の情報機器の購入、あるいは運用についても今後協議してまいりたいと思っております。

**○白武 悟議長**

ほかに質疑ありませんか。

**○本山隆也学校教育課長**

先ほどのA L Tの任期についてであります。

任用につきましては1年、原則2回の更新、そして特に優秀な人材ということで最長5年ということで行っているところでございます。任用原則1年、それを2回更新で3年、そしてさらに優秀な人材ということで延長しまして、最長5年ということ運用しているところでございます。

以上であります。

**○白武 悟議長**

ほかに質疑ありませんか。

**○川崎一平議員**

説明資料94ページ、先ほどの前田議員の質問に関連してですけれども、パソコンの廃棄費用ということで38万8,800円計上してあります。このパソコン廃棄ということでプリンターも含んでおるとお思いますけれども、何年ぐらい使用したもので、もう再利用ができないようなバージョンの古いものなのかというところをお願いします。

**○本山隆也学校教育課長**

現在、使える年数というのはちょっと把握しておりませんが、廃棄業者さんの引き取り、そしてデータ処理の消去に関する処理費用、その予算の計上でございます。

以上であります。

**○川崎一平議員**

このパソコンですね。廃棄をしなければならないとかという決まりはあるんでしょうか。

### ○本山隆也学校教育課長

パソコンの廃棄につきまして、その有償化という部分じゃないかと思っております。現在、そのICTのスピード、あるいはその中身について変化することへの対応ということで、その機械の有償化については今のところ考えてなく、廃棄ということで、先ほど申しましたデータ処理等も経費がかかりますけれども、廃棄ということで考えているところでございます。

以上であります。

### ○川崎一平議員

これからICTどんどんどんどん進んでいくと思います。どんどんどんどん予算化がなされて、いろいろな機器とどんどん更新更新ということでこういった廃棄のほうで多額な予算がかかってくるようになるので、その辺のところも踏まえて今後設備を投資されて、なおかつこの更新分ですね。使わなくなった部分をもっともお金がかかってでも捨てるというんじゃないくて、有効的に利用できるような道を模索していただきたいと思います。答弁結構です。

### ○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑がないようですので、次にページ数164ページの社会教育費から172ページの社会教育施設費負担金補助及び交付金まで質疑ありませんか。

### ○西山清則議員

予算書の170ページの賃金の分ですけれども、ゆうあい図書館のその業務賃金と楽習館の図書の賃金ですけれども、これの人員の数と、そしてあと利用者数がわかれば利用者数を教えていただきたいと思います。

### ○小川豊年生涯学習課長

ゆうあい図書館と楽習館の賃金が何名分かということでございますけれども、ゆうあい図書館については3人の方の賃金でございます。それと、楽習館、図書館につきましては2人分の臨時さんの賃金でございます。

それと、利用状況でございますけれども、楽習館のほうが平成24年が2,125人、平成25年は2,360人となっております。それと、ゆうあい図書館でございます。ゆうあい図書館につきましては、平成24年が2万6,699人、平成25年につきましては3万5,109人となっております。

以上です。

### ○白濱正博主任指導主事

失礼いたします。先ほど前田議員様から御質問がありましたことについて説明が不

足しておりました。

中学校のパソコンについての更新でございますが、福富中学校と白石中学校が今年度までに終わっておりますので、来年度が有明中学校の校務用パソコンと、生徒が使いますパソコン室の更新となります。

続きまして、先ほど川崎議員さんから御質問がありました廃棄の件でございますが、パソコンのOSのほうは98、それからXPということで、ちょっと使用に耐えないというところで廃棄させていただくことになります。

以上です。済みません。

#### ○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑がないようでございますので、最後にページ数172ページの保健体育費から178ページの学校給食費まで質疑ありませんか。

#### ○前田弘次郎議員

177ページ、調理用機材の購入で602万2,000円ですか。ありますけど、これはどちらの学校の分かということと、それと古くなった調理器具ですね。その処分はどうされたのか、お願いします。

#### ○本山隆也学校教育課長

資料予算書の177ページ、18節の備品購入費602万2,000円の内容でございます。

白石小学校、南小学校におけますガス釜、そしてまたセンターにおけますフライヤーというふうに聞いております。また、その要らなくなった分については再利用というよりも処分かと思っておりますけれども、ちょっと確認して、また答弁したいと思っております。

以上です。

#### ○前田弘次郎議員

ネットのインターネットの中に公売という、要するに財産を差し押さえたやつをするやつがあるんですけど、その中によくこの調理器具ですね。学校給食とかで使った分が出てますけど、結構な高額な金額で競り落とされております。その辺がありますので、これ多分業者に持っていったら高額になると思うんですけど、今どのような場所で処分されているかわかりませんが、もしされるんだったら、そういうふうな形でネットに出されたほうが良いと思ってちょっと今回言いました。パソコンとかもさっきのところ川崎議員が言ったのも一緒ですけど、要するにお金を出して処分するんじゃなく、ネットに出せば幾らかのお金になるかもわかりませんが、その辺のことの検討をよろしく願いしときます。

#### ○本山隆也学校教育課長

先ほど川崎議員、それから前田議員に通して言えます有償化の件でございます。

税務課でも差し押さえ物の競売とか、そういうふうな有償化に向けて努力していることを倣いながら、この不要になったものの有償化ということに関しては検討してまいりたいと思っております。

**○白武 悟議長**

ほかに質疑ありませんか。

**○岩永英毅議員**

172ページ、福富産物直売所トイレ負担金34万円、これは何に使われているんですか。トイレに使われていることはわかりますが、あそこ自体のトイレに使用されているんじゃないですか。

**○白武 悟議長**

これ申しわけありません。もう既に前に済んでおりましたので。

**○岩永英毅議員**

うんにゃ、済んだらばってんさ、毎年がん上げんばなんと。いつまで上げんばなんと。

**○片渕克也企画財政課長**

福富産物直売所の横にありますトイレでございます。これについては、福富産物直売所の事業で、あそこの管理で建てたトイレでございます。いわゆるゆうあい館に来るお客様ももうあそこの駐車場ほとんどもう仕切りがない状態でありまして、あそこを利用するというふうなことで、いわゆるあそこのトイレの別個にゆうあい館の外便所としてつくるよりもあそこのトイレを一定の負担割合で利用させていただくというふうな考え方で毎年こういった負担金という形で支出をしているという状況でございます。

**○岩永英毅議員**

その最初の意味はわかります。ただ、ゆうあい館のお客さんもあそこに行かれるわけですね。あそこのお客さんになるわけですよ、ゆうあい館で呼んだお客さんが。これはお互いじゃないですか。それをいつまでも権利として主張されたら、道路の工事のときも前にいらっしゃる誰かが所長のときに直売所の道路工事がありましたので入りにくいと、営業補償ができんかという交渉をしました。利用権ですか、それはもう主張通らないということですよ。これは同じじゃないですか。お互いのお客さんがお互いに利用すると。それはいつまでも通る理屈じゃないというふうに思いますけれども、たまには話し合いをされての予算化なんですか。

**○片渕克也企画財政課長**

トイレの維持管理をしていく上でも、いわゆる排水の処理だとか、電気料、水道料、一定の経費がかかってまいります。ただ、負担割合については、議員おっしゃるとおり、ゆうあい館の利用者も行くんじゃないかとか、物産所に行くんじゃないかとか、そういったところで相当年経過しておりますので、また交渉の余地はあるかと思えますけれども、一応現在のところはその設置当初の負担割合というふうなことで一定の根拠も算定はされていることと思いますので、ただその辺もう少しちょっと調査をしてみたいとは思っています。

**○白武 悟議長**

172ページから178ページまで質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終了します。

暫時休憩をいたします。

14時42分 休憩

14時55分 再開

**○白武 悟議長**

会議を再開します。

日程第12

**○白武 悟議長**

日程第12、議案第27号「平成27年度白石町国民健康保険特別会計予算」を議題とします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○秀島和善議員**

なしという言葉がありましたけれども、数点お尋ねをします。

まず第一に、担当課長にお尋ねします。

一昨年、国保税が1人当たり平均9.2%引き上げがなされましたけれども、昨年、そして今年度と町民負担がふえてきています。そのことによる滞納も増加しているのではないかと思います。滞納額のここ3年間の変化についてお尋ね申し上げます。

同時に、保険料が納め切れないという方たちにはさまざまな理由があります。中には、財政的に余裕がある方が怠慢の中で保険料を納めないという場合もあるでしょうし、払いたくても払えない食生活、また生活実態であるという家庭もあると思います。そういう中で、滞納金額がどのように推移しているのか、世帯数などで説明をしていただければ結構です。

**○淵上隆文住民課長**

ただいまの秀島議員の御質問でございますが、一昨年、平成25年に平均9.2%で上げさせていただきました。その間、一般会計からも8,000万円を国保の財政運営とい

うことでいただいておりますが、滞納額につきましては今のところちょっと資料を持ち合わせておりません。後だって御報告させていただきたいと思っております。

**○白武 悟議長**

ほかに質疑ありませんか。  
暫時休憩します。

14時58分 休憩

15時22分 再開

**○白武 悟議長**

会議を再開します。

**○淵上隆文住民課長**

答弁の前に大変答弁がおくれて申しわけございません。お許しをいただきたいと思っております。

それでは、平成23年から25年度までの世帯数並びに滞納額について御報告をさせていただきます。

平成23年が320世帯、滞納額が4,933万9,262円（「もう少しゆっくり。4,933万円…」と呼ぶ者あり）9,262円でございます。24年度が世帯数272世帯、3,326万6,044円でございます。25年度が世帯数249件、額といたしまして4,267万6,441円でございます。大変申しわけございません。

**○秀島和善議員**

国保について、あと2点、担当課長にお尋ねします。

ジェネリック医薬品を使用することを啓発したり、また各家庭に医療明細がはがきで出されています。現在、ジェネリック医薬品をどの程度使用するようになったのか、何らかの形で資料として持ち合わせがあれば報告をお願いします。同時に、医療費明細はがきですね。私の自宅にも家族が眼科、また耳鼻咽喉科にこれだけ通ったと、また薬局でこれだけの薬を使ったというのが明細のはがきが数回来たことがありますけれども、このはがきはどの範囲で出されているのかという点についても答弁をお願いします。

もう一点は、平成30年に佐賀県1本での運営を計画をなされていますけれども、新年度でそれに伴う準備はどのように予算の上で配分されているのでしょうか。

**○淵上隆文住民課長**

まず、ジェネリック医薬品の白石町内における普及率という御質問でございますが、今現在白石町におきましてはジェネリック医薬品に変えた場合の差額ということで300円以上のジェネリック医薬品の差額ある方については年2回通知を差し上げております。ただ、現在、白石町の方がどのくらいジェネリック医薬品に変えておられるかという資料は持ち合わせておりませんので、わかりかねます。

次に、医療費明細につきましては、年4回だと思っております。国保の被保険者の方に対

しまして、送付をさせて、医療費の適正に努めております。

それから、平成30年4月の都道府県の単位化につきましては、新年度で予算措置をしているかということでございますけれども、これにつきましては現在国のほうでも閣議決定がなされ、今後国会の中で審議がなされてくると思います。その中で、まず医療制度改革の骨子の中では、国保の財政補填ということで構造的問題の解決のための支援ということで1,700億円の財政支援というのが1つございます。これにつきましては、いわゆる低所得者の軽減に対する支援ということで、例えば7割、5割、2割、軽減者の方に対する支援ということで、県のほうで試算をされておりますけれども、まだ具体的な数字ではございませんけれども、約3,000万円から4,000万円程度白石町のほうに支援がなされるんじゃないかなという話は聞いておるところでございます。

それともう一つ、後期高齢者支援金の算定基礎であります、現在被保険者数割及び報酬比例制度でございますけれども、現在のところ3分の1がその割合でございますけれども、今年度から2分の1、来年度3分の2、そして平成29年には全額その報酬制に変えるということで、この予算の中で2,200億円程度が従来中小企業であります健保組合のほうに支援をされていた分が残るとということで、その分について約1,700億円がまた国保の財政運営に支援をされるというような状況でございます、まだ具体的な内容等が決まっておりますので、新年度では予算計上をしていない状況でございます。

以上でございます。

#### ○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

#### ○西山清則議員

特定健診の受診率を努力して上げようとしておられますけれども、なかなか伸び悩んでいると思います。また、補正予算でも、人間ドックとか脳ドックで余った人を追加募集できないかということもありましたけれども、やはりそういったものを途中でまたもう一度募集をかける努力をしていただきたいなと思っております。それによって、人間ドックなんかで早期発見で助かった方もおられますので、そういうのをやっていただきたいなと思います。お願いします。

#### ○淵上隆文住民課長

ただいまの西山議員の御質問についてお答え申し上げます。

人間、脳ドックにつきましては、年当初に集団の受け付けをいたしておりますけれども、その後年度途中につきましては、現在勧奨という形で年に3回程度の文書を差し上げております。また、脳ドック等で症状が数値が重いというような方に対しましても、個別にDM等で通知を差し上げたりして、いかにこの特定健診の受診率を向上するかということで担当係としても今検討をしている状況でございます。今後は、平成27年度の事業としてヘルスケアポイント事業を実施をいたしますが、これにつき



ましても健康づくり事業のインセンティブ、いわゆる動機づけとして一つの事業として今後実施をする中でポイントの問題等もございましたが、ことし一年間実施をさせていただきまして、来年あたりはまたその評価、検証ということで進めてまいる所存でございます。よろしくお願いいたします。

### ○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）  
これで質疑を終わります。  
討論ありませんか。

### ○秀島和善議員

「平成27年度白石町国民健康保険特別会計予算」に反対の立場で討論をさせていただきます。

一昨年の4月から国民健康保険税は1人当たり年間平均9.2%引き上げが強行されました。約1割を引き上げになると、年収300万円の夫婦、子供2人の4人世帯で11%の引き上げ率になり、金額では年間4万6,000円のアップになりました。年金収入200万円の70歳夫婦世帯で13.9%の引き上げ率で、金額では1万6,700円のアップになりました。現在、ただでさえ若者の給料は下がっていますし、年々年金額は引き下げられているときにとんでもないことです。その一方で、財政調整積立基金として積み込まれたお金は、この4年間で10億円から、何と26億円を超えました。隣の小城市や鹿島市よりもため込む金額は多いのです。私は、町民への負担強化ではなく、一般会計や財政調整積立基金から思い切った繰り入れを行い、国保税の引き下げを提案いたします。国保には46%の世帯が加入し、町民の30%が加入者です。そして、現在は、社会保険や共済保険であっても、必ず全ての町民が間違いなく国保に加入してきます。この制度は、全国全ての自治体で危機に直面しています。しかし、町民の命綱としての制度の維持と、保険税の町民負担の軽減は待ったなしの緊急課題であります。よって、私は国保税の引き下げに向けて、以下5点の内容を指摘いたします。

第1に、財政調整積立基金を活用して、新年度の国保税の引き下げを実施するべきです。

第2に、底をついた保険給付費、支払準備積立基金を5年間計画で積み立てるべきです。

第3に、削減されてきた国庫負担を計画的にもとに戻すべきです。医療費の値上げや高過ぎる国保料の元凶には、医療への国庫負担率の引き下げがあります。国民健康保険の総収入に占める国庫支出金は、1980年度は57.5%でしたが、2003年度には35%まで激減しています。政管健保でも国庫補助率が16.4%から13%に減らされたままです。これを計画的にもとに戻していくように、町長を先頭に国、県に働きかけをしていくべきだと思います。

第4に、医師会や各医療機関の協力をとりながら、早期発見、早期治療の予防活動に全力を挙げるべきです。その上でも、ジェネリック医薬品の推進も強化するべきで

す。

第5に、子供の医療費の無料化、脳ドック、人間ドック、特定健診などを充実させるべきです。

最後に、現在政府におかれてはTPPを締結してアメリカの民間医療保険の国内市場の割合を高くしようと企てられていますが、加盟には絶対反対です。憲法25条の生存権を守り、全ての住民が権利としてみずからの人生と生活を国家によって保障されることを強調して、反対討論とさせていただきます。

#### ○白武 悟議長

ほかに討論ありませんか。

#### ○草場祥則議員

私は「平成27年度白石町国民健康保険特別会計予算」を賛成の立場で討論いたします。

近年の医療費の抑制増加と後期高齢者医療や介護保険への支出金の伸びにより、国保運営の厳しい状況が続いております。平成25年度からは保険税率の改定も行われましたが、収入不足を補うことは難しく、一般会計から平成25年度より8,000万円の財政補填を受け、保険財政運営には大変厳しい中に収支には大変努力をされているように思います。保険税収入については8億2,570万円の予算で、収入全体の20%が自主財源であり、今後国庫支出金あるいは交付金等の増額が望まれるところでございます。1人当たりの医療費の抑制のためには、新年度ヘルスケアポイント事業の実施を含め、特定健診のさらなる事業の推進、脳ドック、人間ドックとともに、行政全体、ほかの保健医療体制の充実、高齢者福祉の政策、予防接種事業の推進をさらにしていただくことを期待し、賛成討論といたします。皆様の賛成をよろしくお願いいたします。

#### ○白武 悟議長

これで討論を終わります。

これより議案第27号「平成27年度白石町国民健康保険特別会計予算」について採決をいたします。本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

#### 日程第13

#### ○白武 悟議長

日程第13、議案第28号「平成27年度白石町後期高齢者医療特別会計予算」を議題とします。

質疑ありませんか。

#### ○秀島和善議員

議案第28号について質問を二、三点させていただきます。

まず第1に、平成25年度までの滞納金額について説明をしていただきたいと思います。

第2に、短期保険証や資格証明書の発行状況はどのようになっているのでしょうか。  
第3に、後期高齢者に当たる方たちの人間ドックの受診状況についてお尋ねします。

#### ○ 瀧上隆文 住民課長

御質問の2点目でございます。資格証明書あるいは短期保険証の交付状況でございますけれども、資格証明書については現在交付をしておりません。短期保険証につきましては、1名の方になります。あとの25年度の滞納額、後期人間ドックの受診状況については、ただいま資料を持ち合わせておりません。早急にお答え申し上げたいと思います。

#### ○ 白武 悟 議長

これは滞納は後期高齢者連合会やないかな。どうですか。うちでわかるかな。  
(「25年度はわかると思います、はい」と呼ぶ者あり)  
暫時休憩します。

15時39分 休憩

15時45分 再開

#### ○ 白武 悟 議長

会議を再開します。

#### ○ 瀧上隆文 住民課長

改めて申しわけございません。秀島議員の質問にお答えを申し上げます。  
まず、平成25年度の後期高齢者医療の滞納額でございます。  
平成26年度の滞納額として9月30日までの現在でございます。24万6,200円でございます。  
それから、後期高齢者の人間ドックの受診状況でございます。  
14名でございます。  
以上でございます。

#### ○ 秀島和善 議員

もう一点だけお尋ねします。  
先ほど担当課長からは、短期保険証が1名の方が短期保険証だということでしたけれども、この方の滞納金額はわかりますか。

#### ○ 瀧上隆文 住民課長

短期保険証1名の方の滞納額ということでございますけれども、ちょっとこれについては金額わかりません、今、後だってよろしいでしょうか。(「はい」と呼ぶ者あり)

## ○白武 悟議長

これはちょっと予算で後でよろしゅうございますね、はい。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

討論ありませんか。

## ○秀島和善議員

議案第28号「平成27年度白石町後期高齢者医療特別会計予算」に反対の立場で討論をいたします。

昨年度の見直しでは、加入者全員が支払う均等割を2,300円増の5万1,800円、所得に応じた所得割の掛け率を0.28ポイント増の9.88%としました。また、国の政令改正により、保険料の年間上限額が55万円から57万円に引き上げられていました。75歳以上が加入する後期高齢者医療制度の佐賀県の保険料は2014年から2015年度平均で年額5万7,846円となり、現行から948円引き上げられていました。さて、以下制度の根本的な問題点を6点指摘します。

問題点の第1は、75歳以上の後期高齢者は、給与所得者の扶養家族で今は負担0の方に新たに保険料が発生することです。

第2に、保険料を年金天引きではなく現金で納める人にとっては、保険料を滞納すれば保険証から資格証明書に切りかえられ、保険証を取り上げられるということがあります。さらに、特別な事情なしに納付期限から1年6カ月間保険料を滞納すれば、保険給付の一時差しどめの制裁措置もあります。年金収入の少ない低所得者への厳しいペナルティーとなっているのではないのでしょうか。

第3に、医療機関に支払われる診療報酬は他の医療保険と別建ての包括定額制とし、後期高齢者の心身の特性に相応し、診療報酬体系を名目に診療報酬を引き下げ、受けられる医療に制限を設けています。後期高齢者に対する医療内容の劣悪化と医療差別を招くおそれがあります。

第4に、後期高齢者がふえ、また医療給付がふえれば、保険料を値上げするか、医療給付内容の劣悪化か、どちらかというどちらをとっても高齢者は痛みしか選択できない、あるいはその両方を促進する仕組みになっています。

第5に、後期高齢者医療広域連合の条例で決めていくこととなりますが、関係市町の負担金、事業収入、国及び県の支出金、後期高齢者交付金から成る運営財源はあるものの一般財源を持たない広域連合では、独自の保険料減免などの措置が困難になってきます。

最後に第6として、広域連合の議員の定数は制限されており、半数以上の市町から議員を出すことができない状況です。しかも、その議員は各市町の長及び議会の議員のうちから選ばれることになっており、当事者である後期高齢者の意見を直接的に反映できる仕組みとしては不十分なものになっています。

以上のような制度の問題点は全てが根幹にかかわる内容であり、到底修正や一時しのぎの緩和策などでは解決できないものであり、一日も早く制度の廃止を実行し、ま

ずはもとの老人保健制度に戻すことが今政府のやるべきことであり、かつ新年度の保険料の引き下げができるように、国庫補助の増額を実施することを強く要望し、反対討論とさせていただきます。

#### ○白武 悟議長

ほかに討論ありませんか。（「討論でしょう」と呼ぶ者あり）はい。

#### ○久原久男議員

私は、議案第28号、賛成の立場から討論を行います。

日本人の平均寿命は、平成24年、男性が初めて80歳を超えました。また、女性も86.61歳と、過去最高を記録するなど、高齢者の人口、割合ともに伸び続けているところでございます。佐賀県の高齢者の方々も年々増加し、今では65歳以上が約22万人、そのうち75歳以上の方は約12万人となっており、高齢化率はそれぞれ全国をワンポイント上回っている状況であります。現在、進められている社会保障制度の改革も、この2015年をどう乗り切ることができるのか、医療や介護をどうやって維持、継続していくのか、大きなテーマとなっているところでございます。こういう背景のもと、2013年夏の国民会議の報告、年末の社会保障制度改革プログラム法の成立に至り、そして現在社会保障審議会等での審議が重ねられているところでございます。このうち、医療保険制度にかかわることとしまして、高齢者医療の費用負担や保険料患者負担のあり方などを初め、市町にとっても大変重要な案件であります国民健康保険の都道府県移行などが議論されているところでございます。

後期高齢者医療広域連合としまして、今後とも社会保障審議会あるいは全国後期高齢者医療広域連合協議会への要望活動などを通じて、現場からの意見を申しているところでございます。後期高齢者医療は、平成20年4月の発足から7年目となりました。県内各市町一致協力の上、後期高齢者医療広域連合の円滑な運営に当たるとともに、高齢者の方々が安心して治療を受けられるよう努力をしているところでございます。

以上のような観点から、私は議案第28号に賛成するものであります。議員各位の賛同をお願い、賛成討論といたします。

#### ○淵上隆文住民課長

先ほどの秀島議員の御質問について保留をいたしておりましたので、お答えを申し上げます。

短期証1名の方の滞納額はという御質問でございました。11万7,500円、11万7,500円でございます。

以上でございます。

#### ○白武 悟議長

これより議案第28号「平成27年度白石町後期高齢者医療特別会計予算」について採決をいたします。本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の議事日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会をいたします。

15時54分 散会

---

上記、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成27年3月17日

白石町議会議長 白 武 悟

署 名 議 員 内 野 さよ子

署 名 議 員 西 山 清 則

事 務 局 長 鶴 崎 俊 昭